

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	817	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	農業委員の選挙制度を廃止し、市町村長による選任制度に一元化				
提案団体	兵庫県				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

農業委員については、農業者による選挙制度と市町村長による選任制度が併用されているが、後者(市町村長による選任制度)に一元化すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現行】

農業委員については、農業者による選挙制度と市町村長による選任制度が併用されている。
選任委員については、農業協同組合や農業共済組合、土地改良区から推薦された者や市町村議会から学識経験者として推薦された者で構成されている。

【改正による効果】

市町村長による選任制度に一元化することにより、消費者、女性、農業者の創意工夫を引き出すことに優れた識見を有する者等、幅広い分野からの参画を得ることにより、農業委員会の事務の円滑な遂行を図ることができるとともに、より実務的に機能する者を選任することができる。

根拠法令等

農業委員会法第7条～第17条

各府省からの第1次回答

回答区分 E 提案の実現に向けて対応を検討

農業委員の選挙・選任方法については、規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)において、選挙制度を廃止するとともに、議会推薦・団体推薦による選任制度も廃止し、市町村議会の同意を要件とする市町村長の選任委員に一元化することとされ、次期通常国会に関連法案の提出を目指すこととなっています。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

・実現に向けて確実に対応されたい。

全国知事会からの意見

・「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり農業委員会の選任委員の比率を高めるべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

農業委員会の役割・機能を十全に発揮させるためには、公選制と同様な地域農業者の「代表制」が確保される仕組みが必要である。

法案の作成に当たっては、市町村農業委員会の機能・役割・業務等に十分配慮すること。

【全国町村会】

「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり農業委員会の選任委員の比率を高めるべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分 A 実施

農業委員の選挙・選任方法については、規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)において、選挙制度を廃止するとともに、議会推薦・団体推薦による選任制度も廃止し、市町村議会の同意を要件とする市町村長の選任委員に一元化することとされています。なお、委員の選任に当たっては、事前に地域からの推薦・公募等を行えるようにすることとされています。

これらの内容については、次期通常国会に関連法案の提出を目指すこととなっており、そのための対応を進めてまいります。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	920	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県の判断に基づく交付等による自由度向上				
提案団体	埼玉県				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

「空飛ぶ補助金」のうち鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金について、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすること

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性等】

国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。

特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。

そのため、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすることが必要である。本提案においては、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすることを求めるものである。

【地方移管を求める理由】

同主旨の鳥獣被害防止総合対策交付金では、県を経由して事業を実施しているため、一体的に実施した方が事務の効率化が図れる。

根拠法令等

鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金交付要綱

鳥獣被害防止緊急捕獲等対策実施要領第3において、都道府県協議会における都道府県の参画について規定するとともに、第6において都道府県知事による指導監督について規定するなど、県が一定の関与を持つこととしている。

なお、本事業を実施されている各道府県におかれては、本事業の主旨について御理解の上、県協議会に基金を造成されているものと承知している。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金については、都道府県協議会において県が一定の関与をもつこととされているものの、協議会が資金を造成して事業実施主体の支援を行うことにより、協議会の運営に係る事務が新たに発生する上、県の判断とは別に協議会としての意思決定が必要になる。

一方で、鳥獣被害防止総合対策交付金は県を経由して事業を実施しており、同主旨の2つの事業を別組織で実施することで事務が煩雑化している。

このような事務の増加、煩雑化を解消するため、協議会ではなく都道府県において基金を造成できるようにするなど、効率的かつ自由度の高い制度とすることを求める。

全国知事会からの意見

・鳥獣被害防止への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する鳥獣被害防止に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、事務の簡素化や交付時期の柔軟な運用など、自由度をできるだけ高めたいうえで、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討を行うべきである。

前回お答えしたように、本基金の執行に当たっては、事業の目的を確保することが必要である。

また、限られた基金を効率良く各都道府県(以下「各県」という。)に配分するためには、予め本事業に係る各県の必要額を過不足なく把握し、これを速やかに一度で各県に配分することが不可欠となる。ところが、現実的には、各県がとりまとめた県内要望量調査と実際に申請のあった額とでは大きな乖離があり、予め要望量を的確に把握することは困難であると考え。このため、引き続き基金については国レベルで一元管理し、受益農家等からの申請額に応じて交付をすることが効率的である。

上述のような問題がある中で財源・権限を移譲した場合、本基金の目的の達成が危ぶまれることに加え、県内要望量調査に基づき造成する各県への基金に対し、県等によっては農業者からの申請額が超過することによる交付金の不足、申請額の過小による交付金の未使用が生じることで、基金運用が不可能となる。

また、各県を協議会の構成員とすること必須条件としており、現行制度においても、各県の意向を十分に反映させた上で事業を執行することが可能。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	921	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県の判断に基づく交付等による自由度向上				
提案団体	埼玉県				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

「空飛ぶ補助金」のうち燃油価格高騰緊急対策について、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすること

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性等】

国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。

特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。

そのため、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすることが必要である。本提案においては、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすることを求めるものである。

【地方移管を求める理由】

野菜振興総合対策事業と一体的に推進することで省エネルギーに向けた取組が強化され、野菜生産農家の経営安定を効率的に図ることができる。

根拠法令等

燃油価格高騰緊急対策事業推進費補助金交付要綱

本基金の執行に当たっては、事業の目的を確保することが必要である。また、限られた基金を効率良く各都道府県(以下「各県」という。)に配分するためには、予め本事業に係る各県の必要額を過不足なく把握し、これを速やかに一度で各県に配分することが不可欠となる。ところが、現実的には、各県がとりまとめた県内要望量調査と実際に申請のあった額とでは大きな乖離があり、予め要望量を的確に把握することは困難であると考えられる。このため、引き続き基金については国レベルで一元管理し、受益農家等からの申請額に応じて交付をすることが効率的である。

なお、上述のような問題がある中で財源・権限を移譲した場合、本基金の目的の達成が危ぶまれることに加え、県等によっては申請額の過大による交付金の未使用、過小による交付金の不足が生じることで、基金運用が不可能となる。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

本基金の執行に当たっては、都道府県協議会(都道府県、都道府県JA中央会等)構成員となり、資金の造成・管理に当たることになっている。

そこで、県が本基金の執行と併せ、野菜振興総合対策事業と一体的に推進することで省エネルギーに向けた取組が強化され、野菜生産農家の経営安定を効率的に図ることができる。

今後は都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすべきである。

全国知事会からの意見

・都道府県が実施する農業振興事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、事務の簡素化や交付時期の柔軟な運用など、自由度をできるだけ高めたうえで、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討を行うべきである。

前回お答えしたように、本基金の執行に当たっては、事業の目的を確保することが必要である。

また、限られた基金を効率良く各都道府県(以下「各県」という。)に配分するためには、予め本事業に係る各県の必要額を過不足なく把握し、これを速やかに一度で各県に配分することが不可欠となる。ところが、現実的には、各県がとりまとめた県内要望量調査と実際に申請のあった額とでは大きな乖離があり、予め要望量を的確に把握することは困難であると考えられる。このため、引き続き基金については国レベルで一元管理し、受益農家等からの申請額に応じて交付をすることが効率的である。

上述のような問題がある中で財源・権限を移譲した場合、本基金の目的の達成が危ぶまれることに加え、県内要望量調査に基づき造成する各県への基金に対し、県等によっては農業者からの申請額が超過することによる交付金の不足、申請額の過小による交付金の未使用が生じることで、基金運用が不可能となる。

また、各県を協議会の構成員とすること必須条件としており、現行制度においても、各県の意向を十分に反映させた上で事業を執行することが可能。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	924	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県の判断に基づく交付等による自由度向上				
提案団体	埼玉県				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

「空飛ぶ補助金」のうち国産花きイノベーション推進事業について、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすること

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性等】

国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。

特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。

そのため、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすることが必要がある。

本提案においては、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすることを求めるものである。

【地方移管を求める理由】

本事業は生産・供給体制の強化と需要拡大に向けた取組の支援を目的としており、県が行う花植木の生産振興・消費拡大に向けた事務・事業と密接な関連がある。

そのため、県が一体的に実施した方が事務の効率化、事業実施の迅速化が期待できる。

根拠法令等

産地活性化総合対策事業実施要綱

花きの振興にあたっては、生産、流通、販売、文化等花き関係者や行政等が連携することが効果的です（「花きの振興に関する法律」(第5条)）。

このため国産花きイノベーション推進事業においては、各都道府県の花き関係者により構成される地域協議会を実施主体とし、国産花きの振興に向けた関係者が一丸となった取組を支援することとしています。

また、実施主体となる協議会には都道府県が構成員として参加することが事業実施要領で必須要件となっており、協議会の取組と各都道府県が行う花きの生産・消費拡大等に向けた事業を連携して実施できる仕組みとなっています。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

本事業では、各都道府県の花き関係者により構成される地域協議会を実施主体とし、国産花きの振興に向けた関係者が一丸となった取組を支援することとしており、実施主体となる協議会には都道府県が構成員として参加することが事業実施要領で必須要件となっている。

そこで、産地に近く、実情をより詳しく把握している県が事業を実施することにより、産地と綿密な連携を取り、より効果的で効率的な事業実施が可能となる。

そのため、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすべきである。

全国知事会からの意見

・都道府県が実施する農業振興事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、事務の簡素化や交付時期の柔軟な運用など、自由度をできるだけ高めたいうえで、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討を行うべきである。

前回お答えしましたように、花きの需要拡大に向けて、花きの日持ち性の向上等、消費者ニーズに対応するためには、産地から流通・小売に至るまでの関係者が緊密に連携した体制を作ることが重要です。このため、本事業は、地域の生産、流通、販売の関係者により構成される協議会を実施主体とすることで、関係者が一丸となってより地域の実情に応じた取組を行うことができるものとしております。

また、本事業は都道府県を協議会の構成員とすることを必須要件としており、現行制度においても、都道府県の意向を十分に反映させた上で事業を執行することが可能です。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	738	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	特定外来生物の防除活動の手続の見直し				
提案団体	豊田市				
制度の所管・関係府省	環境省、農林水産省				

求める措置の具体的内容

既に野外に存在する特定外来生物を防除の目的で捕獲又は採取した直後の運搬行為の規制緩和
主務大臣等以外の者による防除に係る確認及び認定手続きの簡略化

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【地域の実情等】

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号。以下「法」という。)では、主務大臣等が防除を行うものとされているが、オオキンケイギク等の特定外来生物に指定された植物等では、地域住民の環境美化活動等を活用した官民一体の効率的な防除活動が効果的であると考え、地域住民への情報提供等を実施している。

【支障事例】

特定外来生物の捕獲又は採取は地域住民でも行うことができるが、特定外来生物を処分する目的でも他の場所に運搬することが規制されているため、地域住民が行う防除活動の妨げとなる恐れがある。

防除に係る確認及び認定には、「防除の従事者に関する事項」等を記載した防除実施計画書を作成する必要があるが、不特定多数の地域住民による防除活動においては、その従事者管理が困難であり、また、不特定多数の地域住民により、広域圏内で複数の防除活動が行われた際には、防除活動実施後のモニタリング作業が極めて困難である。

【制度改正の必要性】

特定外来生物の防除推進のため、防除を行うべき主務大臣等による防除活動の促進、既に野外に存在する特定外来生物を捕獲又は採取した直後の運搬行為に係る規制緩和、地方公共団体及び地域住民等による防除活動に係る手続き等の簡略化のための見直しを要望する。

【解消策】

法第4条における飼養等禁止の規制緩和並びに法施行規則第23条、第24条及び第25条における各種手続き等の簡略化

【効果】

地域住民の環境美化活動等を活用した、オオキンケイギク等の植物の特定外来生物に対する防除活動が容易となり、生態系に係る被害を防止し生物多様性の確保に資することができる。

根拠法令等

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第4条、第9条、第11条及び第18条
同法施行令第2条、施行規則第23条～第27条

防除に伴う特定外来生物の運搬は防除の確認・認定を受けて行うことができるが、これによらない場合でも、防除個体をその場で殺処分又は枯死させたいうで、一時保管・運搬することは可能である。

また、外来生物法施行規則第2条第14号に規定されるように、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、廃掃法という。）等の規定により行う廃棄物の処理には、法第4条の規定は適用されないため、例えば、廃掃法に基づく許可を受けた廃棄物処理業者が防除した場所で特定外来生物を収集し処分する場所に運搬することは可能である。

このように、現行の規定によっても、確認・認定を受けずに一時保管・運搬を伴う防除を実施することは可能であるが、平成24年12月に中央環境審議会から環境大臣及び農林水産大臣に対してなされた意見具申において、個人やボランティア等が行う小規模な防除の一層の進展に向け、外来生物法の運用の検討を進めるべきことが指摘されている。一方、防除を目的としている場合であっても、特定外来生物の生態等に関する適切な知識を持たずに運搬をすることによる拡散の可能性があることや、拡散を意図した悪意のある運搬に対する規制の実効性の確保にも留意する必要がある。こうしたことも踏まえ、ボランティア等による小規模な防除が推進されるよう、現行規定の運用の改善について検討している。具体的には、特定外来生物の植物を防除する場合に、逸出しないことが確実であって処分を目的として移動させる行為は、法第4条の運搬には該当しないと整理することなどを想定し、検討を進めているところ。

なお、相当の規模で継続的な事業として行われる防除や希少な野生生物が生息・生育する自然公園等において実施される防除等においては、計画的・効率的に実施する観点から、防除の確認・認定を受け、従事者の把握等管理を行いながら進めることが適切である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

意見なし

全国知事会からの意見

—

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分 A 実施

前回回答のとおり、一部現行規定により対応可能であるものの、ご提案を踏まえ、ボランティアなどによる小規模な防除が推進されるよう、運用の改善について検討を進めているところ。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	10	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	かんがい用水の目的外利用における申請手続き及び財産の処分等承認基準の緩和				
提案団体	新見市				
制度の所管・関係府省	国土交通省、農林水産省				

求める措置の具体的内容

かんがい用水の目的外利用(畜産用水等)について、変更、新規取得手続き、目的外利用申請の簡素化及び目的外利用に伴う国庫補助金の返還を不要とするよう制度改正を要望する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

本市南部にはカルスト地形の大地が広がっており、河川・地下水に乏しいため、県が国庫補助で整備した畑地かんがい施設により、農地のかんがいを行っている。しかし、耕作放棄等により灌漑面積が減少傾向にあり、許可済みの水利権に余剰が発生しており、将来的に当該施設の維持管理が困難となることが予想される。

当該地域に畜産施設や農産加工施設などが新設された場合、かんがい施設を利用するには目的外利用(畜産用水、工業用水等)になるため、県が行う変更・新規取得手続き・目的外利用申請等に相当の期間を要することになる。このため、余剰範囲内で用途の定めのない取水量を確保し、用途・必要水量決定後に届出等による変更手続きになるよう制度改正を行うことを要望する。

また、当該施設は建設後30年以上を経過し、補助目的を達成したものと見なすことができるが、収益が見込まれる(他のかんがい用水受益者と同様に使用料等を負担するため)場合は、国庫補助金の返還が生じる。当該施設の有効利用及び維持管理費の確保のため、目的外利用による国庫補助金の返還が生じないよう、合わせて制度改正を要望する。

根拠法令等

河川法第23条、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について(平成20年5月23日20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通達)第4条

農林水産省では、補助事業により整備した財産について、補助事業者が、処分制限期間内に目的外使用する場合、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」(平成20年5月23日20経第385号大臣官房経理課長通知、以下「承認基準」という。)に基づき、原則、施設の残存価値に応じた国庫納付の条件を付して承認を行っていたところ。

本件の事例については、平成21年に地方自治体から同様の提案があり、「承認基準」を改正し、別表1(第3条関係)の処分区分「目的外使用、補助事業を中止しない場合」の「国庫納付額」の欄に「許認可等を受け、補助対象財産の未活用部分の目的外使用により生じる収益(収入から管理費その他に要する費用を差し引いた額)に国庫負担率を乗じた金額を国庫納付する」を追加したところ。

このことにより、農業水利施設の未活用部分の目的外使用について、河川法の水利使用の許可を受けた場合は、国庫納付の対象となる収益について管理費等を差し引くこととなり、維持管理費の確保に支障が生じることはないと考えます。

なお、処分制限財産の目的外使用については、地域活性化等を図るため、長期利用財産を目的外使用する場合であって、収益がない場合は、「承認基準」第4条を適用し、報告書の提出のみとしているところであるが、それ以外の場合にあつては、補助目的の達成や補助対象財産の適正な使用を確保する観点から申請を必要としているところである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

高齢化・後継者不足による耕作放棄地の増加により、灌漑面積が減少傾向にあることから、今後農業の更なる衰退が見込まれ、将来的に当該施設の維持管理が困難となることが予測され、畜産施設及び農産加工施設による目的外利用を行うことができれば、畑地かんがい施設の継続的な維持管理が可能となる。また、国庫納付の対象となる収益について管理費等を差し引くことであるが、国庫納付の必要がなくなった訳ではなく、平成21年度の改正では不十分である。農業及び畜産業、それぞれの振興ではなく、農畜産業全体の振興のため、加えて許可済みの水利権の余剰分の有効利用のため、農林水産省において再度検討をされたい。

全国知事会からの意見

「目的外利用申請の簡素化」は、利水と治水の調整がしっかりと図られるよう制度設計を構築する必要がある。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】
提案団体の提案の実現に向け、積極的な検討を求める。

地方公共団体等の補助事業者は、補助対象財産の未活用部分の目的外使用により地方公共団体等に収益が生じない限り、補助金返還を要しない。補助目的の達成や補助対象財産の適正な使用を確保する観点から、御要望のような承認基準の改正を行うことは困難である。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	170	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	農林水産省(林野庁及び水産庁を除く)が所管する農山漁村地域整備交付金以外の補助公共事業の繰越及び翌債の手續に関する事務の委任				
提案団体	鳥取県、京都府、徳島県				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

農林水産省(林野庁及び水産庁を除く。)が所管する農山漁村地域整備交付金以外の補助公共事業(岩美広域の道整備交付金など)の繰越事務を都道府県知事又は知事の指定する職員に委任すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

繰越制度の活用については、財務省においてヒアリングの省略、添付資料の撤廃等の事務の見直し・改善が行われている。「繰越制度の一層の活用に向けた取組について」(平成22年1月15日財務省))
農林水産省が所管する補助公共事業のうち、林野庁及び水産庁が所管するもの並びに農山漁村地域整備交付金における繰越事務は、会計法第48条第1項により都道府県に委任されているため、上記の事務の改善もあっておよそ1週間程度の短期間で処理されているが、
その他の補助公共事業については、繰越事務が都道府県に委任されていないため、農林畜水産業関係補助金等交付規則第3条第2号に基づき、県が地方農政局に対して繰越承認申請した後地方農政局が地方財務局に繰越承認申請を行う2段階の手續が必要で、繰越の承認まで約3~4週間を要している。
特に年度末近くに成立する補正予算については、経済対策等の趣旨に則り年度内発注等迅速な対応が求められるが、繰越事務委任を受けていない事業については繰越承認までに時間がかかるうえ、地方農政局が財務局に繰越申請するまで繰越承認日の見通しも立たないことから、入札に際しては中止となることも視野に入れて手續を行っている状況にあり、繰越手續に要する期間を短縮する必要がある。
については、農林水産省が所管する補助公共事業について、林野庁及び水産庁所管事業並びに農山漁村地域整備交付金の繰越事務が委任されている実情を鑑みて、その他の補助公共事業についても繰越事務処理の簡素化及び迅速化を図るため、繰越事務を委任していただきたい。

根拠法令等

- ・会計法第48条
- ・農林畜水産業関係補助金等交付規則第3条第2号

事業の交付決定権者は地方農政局長等であり、決算に当たっては繰越確定額の情報は不可欠であるが、委任により地方農政局長が随時、直接に把握できなくなり、事業管理における混乱や予算要求にも影響が生じかねないため対応が困難である。

なお、繰越の手続等については、「繰越制度の一層の活用に向けた取組について」(平成22年1月15日財務省)で一定の簡素化が図られたところであり、その後も、財務省等との協議を通して「繰越目的の範囲の考え方と条件」を再整理するなど簡素化に向けた取組を進めてきたところである。

また、国が行う当該年度の決算事務については一定の期限がある中で、各都府県が作成する繰越額確定計算書の確認を本省が直接行うこととなるための体制構築や各都府県からの繰越額の的確な報告体制の確立等が必要となることも大きな課題である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

既に繰越事務委任されている農山漁村地域整備交付金の場合、年度末に繰越額確定計算書を地方農政局に提出して審査を受けており、同様に対応すれば地方農政局においても繰越確定額の把握は可能と考えられる。

また、執行状況調査や決算見込み調査等、地方農政局からの依頼を受け随時対応しているが、これは事業管理に役立てるための取組であると理解している。

簡素化に向けた取組として図面の提出が省略される等の対応がなされたことは評価すべきことであるが、繰越事務手続のさらなる迅速化・簡素化の観点から事務を都道府県知事に委任すべき。

体制整備については、既に貴省が所管する農山漁村地域整備交付金や他省庁事業において繰越事務が委任されている実態があることから、その事例を参考に検討すべき。

全国知事会からの意見

提案団体の提案に沿って農林水産省(林野庁及び水産庁を除く。)が所管する農山漁村地域整備交付金以外の補助公共事業の繰越事務を都道府県知事又は知事の指定する職員に委任するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 E 提案の実現に向けて対応を検討

都府県への繰越事務の委任に当たっては、

①補助金等の交付決定権者である地方農政局長は、補助金等の執行状況を把握する必要があるが、繰越事務を都府県に委任した場合には、地方農政局が会計システム(ADAMS)で繰越内容について把握できなくなるため、繰越関係書類を地方財務局へ協議する段階や協議を了した段階で地方農政局にも提出する等、都府県と地方農政局との間で綿密な情報共有が必要となる。

②また、繰越事務の委任について全都府県の意向が揃わなければ、地方農政局において統一した事務処理ができず効率的な事務処理が困難となるので、繰越事務の都府県への委任は全都府県の意向が揃うことが必要となる。

以上について、全ての都府県の意向等を確認した上で対応を検討することとしたい。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	949	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	農林水産省(林野庁及び水産庁を除く)が所管する農山漁村地域整備交付金以外の補助公共事業の繰越及び翌債の手續に関する事務の委任				
提案団体	中国地方知事会				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

農林水産省(林野庁及び水産庁を除く。)が所管する農山漁村地域整備交付金以外の補助公共事業(岩美広域の道整備交付金など)の繰越事務を都道府県知事又は知事の指定する職員に委任すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

繰越制度の活用については、財務省においてヒアリングの省略、添付資料の撤廃等の事務の見直し・改善が行われている。「繰越制度の一層の活用に向けた取組について」(平成22年1月15日財務省))
農林水産省が所管する補助公共事業のうち、林野庁及び水産庁が所管するもの並びに農山漁村地域整備交付金における繰越事務は、会計法第48条第1項により都道府県に委任されているため、上記の事務の改善もあつておよそ1週間程度の短期間で処理されているが、
その他の補助公共事業については、繰越事務が都道府県に委任されていないため、農林畜水産業関係補助金等交付規則第3条第2号に基づき、県が地方農政局に対して繰越承認申請した後地方農政局が地方財務局に繰越承認申請を行う2段階の手續が必要で、繰越の承認まで約3~4週間を要している。
特に年度末近くに成立する補正予算については、経済対策等の趣旨に則り年度内発注等迅速な対応が求められるが、繰越事務委任を受けていない事業については繰越承認までに時間がかかるうえ、地方農政局が財務局に繰越申請するまで繰越承認日の見通しも立たないことから、入札に際しては中止となることも視野に入れて手續を行っている状況にあり、繰越手續に要する期間を短縮する必要がある。
については、農林水産省が所管する補助公共事業について、林野庁及び水産庁所管事業並びに農山漁村地域整備交付金の繰越事務が委任されている実情を鑑みて、その他の補助公共事業についても繰越事務処理の簡素化及び迅速化を図るため、繰越事務を委任していただきたい。

根拠法令等

- ・会計法第48条
- ・農林畜水産業関係補助金等交付規則第3条第2号

事業の交付決定権者は地方農政局長等であり、決算に当たっては繰越確定額の情報は不可欠であるが、委任により地方農政局長が随時、直接に把握できなくなり、事業管理における混乱や予算要求にも影響が生じかねないため対応が困難である。

なお、繰越の手続等については、「繰越制度の一層の活用に向けた取組について」(平成22年1月15日財務省)で一定の簡素化が図られたところであり、その後も、財務省等との協議を通して「繰越目的の範囲の考え方と条件」を再整理するなど簡素化に向けた取組を進めてきたところである。

また、国が行う当該年度の決算事務については一定の期限がある中で、各都府県が作成する繰越額確定計算書の確認を本省が直接行うこととなるための体制構築や各都府県からの繰越額の的確な報告体制の確立等が必要となることも大きな課題である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

既に繰越事務委任されている農山漁村地域整備交付金の場合、年度末に繰越額確定計算書を地方農政局に提出して審査を受けており、同様に対応すれば地方農政局においても繰越確定額の把握は可能と考えられる。

また、執行状況調査や決算見込み調査等、地方農政局からの依頼を受け随時対応しているが、これは事業管理に役立てるための取組であると理解している。

簡素化に向けた取組として図面の提出が省略される等の対応がなされたことは評価すべきことであるが、繰越事務手続のさらなる迅速化・簡素化の観点から事務を委任すべき。

体制整備については、既に貴省が所管する農山漁村地域整備交付金や他省庁事業において繰越事務が委任されている実態があることから、その事例を参考に検討すべき。

全国知事会からの意見

提案団体の提案に沿って農林水産省(林野庁及び水産庁を除く。)が所管する農山漁村地域整備交付金以外の補助公共事業の繰越事務を都道府県知事又は知事の指定する職員に委任するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 E 提案の実現に向けて対応を検討

都府県への繰越事務の委任に当たっては、

①補助金等の交付決定権者である地方農政局長は、補助金等の執行状況を把握する必要があるが、繰越事務を都府県に委任した場合には、地方農政局が会計システム(ADAMS)で繰越内容について把握できなくなるため、繰越関係書類を地方財務局へ協議する段階や協議を了した段階で地方農政局にも提出する等、都府県と地方農政局との間で綿密な情報共有が必要となる。

②また、繰越事務の委任について全都府県の意向が揃わなければ、地方農政局において統一した事務処理ができず効率的な事務処理が困難となるので、繰越事務の都府県への委任は全都府県の意向が揃うことが必要となる。

以上について、全ての都府県の意向等を確認した上で対応を検討することとしたい。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	608	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	水産基盤整備事業の実施要領の改正による計画変更事務の簡素化				
提案団体	長崎県				
制度の所管・関係府省	農林水産省(水産庁)				

求める措置の具体的内容

「水産物供給基盤整備事業等実施要領の運用 第2の3(1)イ」においては「20%以上の増減がある場合には、国の承認が必要である」となっているが、この20%以上の増減を30%以上の増に緩和すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】

水産基盤整備事業の事業基本計画において、「各計画種目ごとの計画数量の変更であって20%以上の増減がある場合」は、国の承認が必要となっているが、詳細設計の結果や地元調整、社会情勢の変化等により個別施設の計画延長に20%以上の増減が生じた場合、国の承認を待ってからの補助金申請となり、その手続きに早くとも2～3ヶ月を要することから、工事の着手が遅れ、完了も遅れることとなる。

平成25年度は、計画変更申請を行ったものが6件あり、うち2件については、今回の緩和をすることにより計画変更申請が不要な案件である。

①用地舗装面積が2,000㎡から1,300㎡へ変更になった箇所では、計画変更手続きに3ヶ月を要し、工事着手が次年度へずれ込んだ。

②防風フェンス延長が120mから95mになった箇所においても計画変更手続きが必要であった。

【制度改正の必要性】

計画変更申請・承認が必要となる要件を、「30%以上の増」に緩和することにより、事務作業の軽減、工事の早期着手・早期完成が図られることから、実施要領の運用の改正をお願いしたい。

なお、事業実施計画においては、事業費の変更に伴う計画変更の申請・承認が必要となるのは、「工事費目ごとの経費の増加額が当該経費の額の100分の30に相当する額を超えるもの」となっており、これを参考に「30%以上の増」とした。

根拠法令等

平成21年3月27日20水港第2607号水産庁長官
水産物供給基盤整備事業等実施要領の運用について

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

国は事業基本計画に基づき事業実施主体に補助することから、事業基本計画が漁港漁場整備基本方針に適合しているものであることなど、補助目的が効率的かつ効果的に達成され得るものであることを確保する必要があるため、一定水準以上の事業基本計画の変更を行おうとする場合においては、計画変更の承認手続きを経ることとしているものである。

また、言及されている事業実施計画は事業基本計画の範囲内で設定されている年度ごとの計画であり、「事業実施計画の変更」については、事業基本計画の範囲内で、事業実施年度内における工事費目ごとの経費の増加等により変更を行うものであることから、事業の内容そのものを変更する「事業基本計画の変更」と同様に扱うのは適当でない。

なお、事業実施上支障が生じないよう、引き続き計画変更手続きについて、円滑に進むよう努める。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

事業実施への影響を少なくするため、計画変更手続きの円滑な処理をお願いする。

各府省からの第2次回答

回答区分 E 提案の実現に向けて対応を検討

事業実施上支障が生じないよう、引き続き計画変更手続きについて、円滑に進むよう努める。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	612	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	農業競争力強化基盤整備事業・農地整備事業・中山間地域型にかかる採択要件の一部(水田要件)撤廃				
提案団体	長崎県				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

農林水産省の補助事業である「農業競争力強化基盤整備事業」の中でも、農地の基盤整備を行う「農地整備事業」のメニューである「中山間型」について、実施要件として「受益面積10ha以上」、付加要件として「水田が50%以上」となっている。
このうち「水田50%以上」を撤廃する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】
農業競争力強化基盤整備事業の農地整備事業については、平成26年2月の要綱改正により、従来の採択要件である「受益面積20ha以上」を中山間地域に限っては「10ha以上」に緩和した「中山間地域型」が新たに創設されている。
長崎県の農地は大半が中山間地域で狭小農地も多いため、受益面積20ha以上を確保できない場合もあることから有効な要綱改正だと考えているが、その対象地域には水田が50%以上という制限がかかっており、畑地帯においては、従来どおり20ha以上となっている。

【制度改正の必要性】
長崎県では、「県民所得向上」を政策目標としており、農業に関する施策として、整備が遅れている畑地帯の区画整理を重点的に推進することで農業所得の向上を図ることとしている。今回新たに創設された制度の有効活用のため、畑地帯においても中山間地域型を適用できるよう、要件撤廃が必要。

根拠法令等

農業競争力強化基盤整備事業実施要綱、要領

各府省からの第1次回答

回答区分 D 現行規定により対応可能

中山間地域型は、水田地帯を対象としたものであるため、水田を含む必要があり、50%以上を基準としているが、これに満たない場合においては、地区の状況を踏まえて判断することとしている。

離島及び樹園地における畑地帯の区画整理については、農業競争力強化基盤整備事業の中の農地整備事業(畑地帯担い手育成型)により「10ha以上」の要件で実施可能である。この事業の活用も検討されたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

本提案の趣旨は、離島や樹園地だけでなく、内地の中山間地域の普通畑においても10ha以上で農地整備事業を実施したいというものである。

本県は、内地でも中山間地域が多いという現状から中山間地域における、畑地整備の要望が多いが、現状では事業化には20haをクリアする必要があるので事業申請に多大な時間を要している。なお、本県では今後、10年間で約1,500haを整備する構想を立てているが、このうち約1,200haが畑地であるため、この構想を加速化するためにもぜひ畑地で10ha以上からの実施が可能となるようお願いしたい。

全国知事会からの意見

所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分 D 現行規定により対応可能

中山間地域型は、水田地帯を対象としたものであるため、水田を含む必要があり、50%以上を基準としているが、これに満たない場合においては、地区の状況を踏まえて判断することとしている。

畑地の農地整備については、農山漁村地域整備交付金(中山間地域総合整備事業等)において、条件次第で10ha以上からの実施を可能としており、これらを活用願いたい。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	623	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	水利施設整備事業(排水対策特別型)の要件緩和				
提案団体	長崎県				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

事業実施に際して、受益面積20ha以上で末端支配面積5ha以上が採択要件であるが末端支配面積区域については特例の場合を除き排水対策整備が出来ない。農地を汎用化し高度利用を図るためには暗渠排水などが出来るように末端支配面積区域での整備について要件緩和を行う。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

排水対策特別事業は、水田を対象として転作作物を取り入れた収益性の高い水田農業を確立するために創設された事業であります。現行制度においては受益農地のうち基幹排水路に接続されてる末端支配面積区域については排水路整備ができない制度になっております。

水田フル活用の農業施策が始まった現在、水田は畑と同等の乾田化が求められており、常時地下水位の強制低下が必要不可欠であります。そのためには全ての受益地に排水路を整備することが求められており、同じ事業受益者でありながら隣接して排水路が整備された農地と整備されていない農地がある結果となってまいります。

排水対策事業により基幹排水施設を整備し、二次整備として末端支配面積区域の排水路などは別途事業で実施することと理解しておりますが、干拓地などの低平地にある水田地帯においては排水路整備が主工事となることから制度内容の見直しを行ったほうが施策ともマッチするのではないかと考えます。

事業制度上、受益地内であっても末端支配面積と重複しない区間までしか排水対策(排水路)整備が出来ないが、農地の汎用化を促進するには末端支配面積区域についても地下水位を下げるために暗渠排水などの計画が必要であり、そのためには排水路整備が必要不可欠と考えられます。

根拠法令等

「農業競争力強化基盤整備事業水利施設整備事業(排水対策特別型)」
「農山漁村地域整備交付金水利施設整備事業(排水対策特別型)」
同上要綱・要領

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

農業用排水施設の新設、変更等を行う土地改良事業は、事業の目的、規模、範囲等に応じて、国、都道府県、市町村等が役割分担して事業を実施することとしている。

また、貴見のとおり、農業の競争力強化のためには水田を汎用化し高度利用を図るための排水対策が重要であり、一般の県営かんがい排水事業が受益面積200ha以上、末端支配面積100ha以上のところ、県営かんがい排水事業の排水対策特別型は、受益面積20ha以上、末端支配面積5haとしているところである。なお、受益面積5ha未満は、農業基盤整備促進事業等の市町村営事業等により対応しているところ。

このように、農地の排水対策については、制度の充実を図りながら土地改良事業における適切な役割分担の仕組みの中で推進しているところであり、ご提案の排水対策特別型における末端支配面積の要件緩和は困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

これまでの整備については、貴見のとおり役割分担という中で実施してきたところではありますが市町財政の脆弱化や職員不足などによる事業化推進の低下が危惧されております。また、同一地区内でありながら別途事業を行うためには事業計画書などの作成や事業同意徴収など重複するような作業が必要となり一体的に整備を行うことにより事業化を行う際の労力軽減の一助にもなるものと思われまます。そのため、排水対策特別事業の中で末端支配面積5ha以上についても排水路整備などを本工事の付帯工事としてでも実施できるように規制緩和が必要と考えます。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

本事業制度は、効率的・効果的な排水対策のためには基幹から末端の排水施設の一体的な整備が必要であることから、一般の県営かんがい排水事業が受益面積200ha以上、末端支配面積100ha以上のところを、受益面積20ha以上、末端支配面積5haと要件を緩和しているところである。

農業用排水施設の新設、変更等を行う土地改良事業は、事業の目的、規模、範囲等に応じて、国、都道府県、市町村等が役割分担して事業を実施することとしていることから、本事業においては5haの末端支配面積の要件を課しているところであり、要件の変更は困難である。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	615	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	治山事業の採択要件の緩和				
提案団体	長崎県				
制度の所管・関係府省	農林水産省(林野庁)				

求める措置の具体的内容

過疎化が進む離島地域における治山事業採択基準の緩和

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障・制度改正の必要性】

現在治山事業の採択条件の一つに市街地集落の保護を目的とする場合、人家10戸以上の要件となっている。しかし、離島においては10戸未満の集落が多く点在しており、森林の荒廃があっても現行採択基準の人家10戸以上を満たさないところもある。

そこで、国の採択基準を10戸以上から5戸以上・全体計画額及び年度計画額半減等の緩和出来ないか。(例：現在離島地区では水源地域等保安林整備事業は事業対象地域の保安林面積が内地50haのところ25ha以上となっている。)具体的事例としては過去2年間で採択基準が5戸以上10戸未満の為国庫補助事業にのらず県単独で実施せざるを得なかった地区は五島地区3箇所、対馬地区1箇所となる。また、県における予算措置の関係もあるが、規模によっては複数年にまたがる事業となっている。併せて、復旧治山事業においては全体計画額70,000千円以上となっており、もっと事業に取り組みやすくするために1/2まで引き下げを希望する。

根拠法令等

林野庁長官通達16林整治第2317号

各府省からの第1次回答

回答区分 D 現行規定により対応可能

補助治山事業の全体計画額等に係る採択基準は、国と都道府県との適切な役割分担を踏まえて設定されたものである。また、現在、治山事業の採択基準の一つに市街地集落の保護を目的として位置づけているものとしては、人家10戸以上を要件としている復旧治山事業のほか、人家5戸以上を要件としている水源の里保全緊急整備事業等があり、それぞれの事業の趣旨や採択基準に応じた事業メニューを適切に活用されたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

水源の里保全緊急整備事業は離島地区において、15haの保安林指定要件を満たさず、その活用が困難な状況なことから、離島地区の特殊性も鑑み、ご検討いただきたい。

全国知事会からの意見

所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分 D 現行規定により対応可能

補助治山事業の全体計画額等に係る採択基準は、国と都道府県との適切な役割分担を踏まえて設定されたものである。なお、補助治山事業では、1・2級河川上流地域は全域が対象となるほか、その他の地域においても、人家のみならず、公共施設、道路、農地、私道も含む避難経路等が保全対象に含まれる場合には要件を満たすこととされており、地域の実情に応じて、適切な事業メニューを選択して頂きたい。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	622	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	かんがい排水事業で建設した農業用ダム用水の利用緩和				
提案団体	長崎県				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

かんがい排水事業で建設したダム用水は、土地に着目した利用しか出来ないため、かんがい用水、防除用水、施設園芸用水以外の利用は目的外使用になってしまう状況にある。このため、社会情勢の変化による営農飲雑用水などへの要望にも対応できるように制度の規制緩和を行う。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障・制度改正の必要性】

農業用水確保のためにダムが建設できる事業は、かんがい排水事業と畑地帯総合整備事業の2つの事業があります。

しかしながら、かん排事業は土地に着目したかんがい用水に使用が限定されているのに対し、畑総事業では営農飲雑用水への使用も事業目的となっております。これは、かん排事業を原点として土地改良法が施行され、中途、多様な農業経営に対応するために昭和43年に畑総事業を創設しその後、水需要の社会的状況の変化を鑑み昭和48年に土地改良法の改正を行い、かんがい排水施設を畑総事業と同じように農業用排水施設として改正されましたが土地に着目した観点は変更されずに防除用水や施設園芸用水への利用が可能となっただけのもであります。

かんがい排水事業で建設したダムは、畑総事業で建設したダムと同じように農業用水を確保するためのダムでありながら畜産用水などの営農飲雑用水への使用が取り組めない事業制度になっており、ダム建設後の農村地域の過疎化や高齢化などによる耕作放棄地の増大など社会情勢の変化に伴う、かんがい用水の余剰も考えられるなか高額なインフレ整備を行った農業用ダムの有効な利活用とともに水使用料による土地改良区による維持管理費などの経費軽減、農業の競争力強化に資するための畜産用水などの営農飲雑用水について取り込めるような制度緩和が必要と考えられます。

根拠法令等

かんがい排水事業便覧P342 第3章質疑応答(6)
通達 昭和48年2月8日構改B第193号「土地改良法の一部を改正する法律の運用について」
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律
第17条、第18条

各府省からの第1次回答

回答区分 D 現行規定により対応可能

農業用かんがい用水の確保を目的として建設したダムにおいては、所要の手続を経て、営農飲雑用水等への利用も可能としており、これを土地改良区が実施することは附帯事業(土地改良法(昭和24年法律第195号)第15条第2項)として可能としているところ。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

畑総事業で建設した農業用ダムの営農飲雑用水等への利用は事業目的となっておりますが、かんがい排水事業で建設した農業用ダムの営農飲雑用水等への利用については、事業目的外のため補助金適正化法に伴う補助金返還が所定の手続きとして必要となり、営農飲雑用水等への利用を行うには多額の負担金が必要となってしまいます。今回の規制緩和の提案内容としましては、高額なインフラ整備で建設した農業用ダムの有効な利活用を図るとともに農業の競争力強化に資するために補助金返還を伴わない営農飲雑用水等への利用について規制緩和が出来ないかというものです。
なお、現行規定により対応可能であれば、その解釈を示した通知の発出を求める。

全国知事会からの意見

所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分 D 現行規定により対応可能

農林水産省では、補助事業により整備した財産について、補助事業者が、処分制限期間内に目的外使用する場合、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」(平成20年5月23日20経第385号大臣官房経理課長通知。以下「承認基準」という。)に基づき処分している。
当該承認基準に基づき、かんがい排水事業(補助事業)で整備した農業用ダムの貯水の営農飲雑用水等への活用は可能と考えている。
なお、地方公共団体等の補助事業者は、補助対象財産の未活用部分の目的外使用により地方公共団体等に収益が生じない限り、補助金返還を要しない。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	644	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	土地改良事業にかかる非農用地の編入要件緩和				
提案団体	長崎県				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

基盤整備事業の地区設定において、非農用地についても、「農用地の集団化その他農業構造の改善に必要な限りにおいて(中略)施行区域内に含めることができる。(法第8条第5項)」、「その規模は、施工地域面積の3割以内とする。(土地改良法の一部を改正する法律の施行について)」の要件を緩和し、周辺の山林・原野等を取り込んだ区域一帯を整備可能とする。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】
中山間地域や傾斜地の基盤整備において、農用地のみの整備では区域が狭小で、効率的な区画配置や担い手の規模拡大意向に沿えない場合がある。現状の制度では、農地の集団化などに必要な場合に限り3割以内であれば非農用地の編入が認められているものの、農用地周辺のまとまった山林や原野を農地として整備することが出来ない。

【制度改正の必要性】
基盤整備区域の農用地周辺には、活用されていない、または、活用の見込みがない山林や原野が存在している場合がある。農用地と一体的に整備し、農業生産を行うこと以外に、その土地の有効活用が見込まれないと判断される山林・原野については、3割を超えても農用地と一体的に整備できるよう要件を緩和することで、効率的な基盤整備が可能となる。

根拠法令等

土地改良法第8条第5項
土地改良法の一部を改正する法律の施行について(昭和48年2月8日48構改B第第192号農林事務次官)第21(3)エ

土地改良法上、農用地を整備する際、周辺の山林や原野を事業実施区域に取り込んで一体的に整備して効率的な区画整理を行い、経営規模の拡大を図ることは、同法第2条第2項に基づく土地改良事業(第2号の区画整理に附帯して行う農用地の造成又は第3号の農用地の造成)として認められている。

この場合、同法第7条第4項の非農用地区域は、当該土地改良事業計画において定める非農用地区域を指すものであり、開発して農地とするような山林や原野については該当しないため、昭和48年の農林事務次官依命通知における「非農用地区域の規模は、土地改良事業の施行地域の面積の3割を超えない」という「非農用地区域」にも当たらない。

このため、御提案のような地区については、現行制度により事業を実施することが可能である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

ご回答のとおり、「区画整理に附帯して行う農用地の造成」は区画整理事業の中で実施可能となっているが、「全面積に占める農用地造成部分の割合は30%を限度として運用」している現状がある。

※出典:H15農業農村整備事業計画作成便覧、H17経営体育成基盤整備事業便覧

「第3号の農用地の造成(農用地造成事業)」については、3割の限度は適用外とのことであるが、本提案は、区画整理事業においても「30%を限度とする運用」の改正を求めるものである。

【提案の理由(追加)】

農用地造成事業で実施する場合は、法的に資格者全員の同意が必要であり、事業開始前の同意徴収だけで膨大な労力と時間を要するため、現実的には実施困難である。これに対して、区画整理事業で実施する場合は2/3以上の同意で事業開始が可能となっており、準備手続きが簡略化できる。なお、現行規定により対応可能であれば、その解釈を示した通知の発出を求める。

全国知事会からの意見

所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

区画整理に附帯して施行することを相当とする農用地の造成の工事に関し再度意見のあった30%の取扱いについては、当該規定の制定の趣旨を示したもので、規制ではない。

(参考)

「区画整理に附帯して施行することを相当とすること農用地造成の工事」の制定の趣旨

①これらの工事を付帯して施行することにより地域の農業経営の合理化に寄与することが明らかであること

②その附帯して施行する工事の施行区域が従来の区画整理事業の施行区域に介在又は隣接していること

③その附帯して施行する工事の施行区域の面積が一体として施行する区域の面積の3割を超えないこと

なお、提案の理由(追加)において、農用地造成事業であれば資格者全員の同意が必要であるが、区画整理に附帯して施行すれば2/3同意で足りるからとしているが、農用地造成事業は、土地の現況を変え、その主たる用途を変換することから、特に農用地以外の土地についての事業参加資格者の個別同意を要件としているものである。一方、区画整理に附帯する農用地造成工事について2/3同意で足りるとしている趣旨は、上記②にあるように区画整理事業の施行区域に農用地以外の土地が介在又は隣接する場合には、これを除外して事業を行った場合、区画整理の効果が著しく減殺させることから、全員同意の例外として認められているものである。

このことから、区画整理に附帯して行うことを相当とする農用地造成工事に係る資格者の同意手続については、関係権利者の権利利益に留意して適切に対応する必要がある。

また、当方からの第1次回答に対する全国知事会からの意見も踏まえ、貴県において支障事例等としている事案について、個別に相談したい。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	695	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	都市部における小規模集団農地の生産基盤整備に係る支援				
提案団体	大阪府、兵庫県				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

農業振興地域内外の概ね5ha以上の集団農地においても、都道府県が守り、活用すべき農地として府県条例で指定した農地であれば、ほ場整備をはじめとした生産基盤整備が国庫補助により実施可能となるよう「農業基盤整備促進事業実施要綱 第3 事業の実施区域」の改正を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の経緯】

近年、農空間(農地)を支える農業者の高齢化や後継者不足が顕著になっており、府内農地の面積は年々減少傾向にあり、その公益的機能の低下が府民生活にも大きな影響を及ぼす恐れがあるため、本府では、平成20年に施行の「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」に基づき、市街化調整区域内の概ね5ha以上の集団農地等を農空間保全地域として指定し、農空間の保全を推進してきたところ。今後、これらの農地を営農者が地域の協力の下にしっかり保全し、大消費地である都市近郊を活かした農業を振興するためには、国庫補助事業を導入し、ほ場整備など営農条件の改善を図る必要がある。

【支障事例】

国庫補助事業を受けて実施する生産基盤整備の要件は、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域農用地区域であることとなっているが、府では農用地区域に含めなければならない10haの集団的農地が少なく、また、法10条3項5号の規定による、10ha以下の集団的農地の農用地区域の指定についても土地所有者の都市的土地利用への期待感などから、非常に難しく、府内の13,711haの農地の中で農振農用地は4,633haと1/3程度である。

【留意点】

府条例に基づく農空間保全地域に指定に関する規制条項は定めていないが、市街化調整区域内の概ね5ha以上の集団農地4,680haを国庫対象として生産基盤整備を実施した場合においても、「補助金等に係る予算の執行に関する法律適正化法」第17条(義務違反に対する交付決定の取り消し)、第22条(財産処分制限)等を遵守することにより、目的外使用や受益地の転用防止が図られる。

根拠法令等

農業基盤整備促進事業実施要綱 第3 事業の実施区域

将来的に農用地等として利用すべき土地については、農業振興地域制度において、市町村が農用地区域に設定している。

農業振興地域制度の趣旨を踏まえ、農業基盤整備促進事業をはじめとした農業農村整備事業においては、我が国農業の競争力の強化や優良農地の確保等の観点から、農業振興地域内の農用地区域（農振農用地）を対象として実施しているものである。このため、農振農用地以外の地域において農業基盤整備促進事業を実施することは考えていない。

各府県において農地の保全を推進するために必要があると判断される区域については、農振農用地として設定されるよう、地元市町村とよく調整されたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

大阪府では、農振地域内外の概ね5ha以上の集団農地についても、府農業の振興、農空間の保全・活用を図る上で重要な農地であることから、条例による「農空間保全地域」に指定し、農地保全を図ってきたところ。

都市部である大阪府における優良農地として位置付けている、「農空間保全地域」を今後も保全していくためには、国庫補助事業を導入し、ほ場整備など営農条件の改善を図る必要がある。

現在、政府与党内で議論されている「都市農業振興基本法案（仮称）」においても、都市農業についてのこれまでの考え方を抜本的に見直し、国としても都市農業の振興と、このことを通じた都市農地の保全にしっかりと取り組んでいく必要があるとしている。

以上のことから、都市部における小規模集団農地の生産基盤の整備に国庫補助事業が導入できるよう、農業基盤整備促進事業の実施要綱の改正について改めてお願いしたい。

将来的に農用地等として利用すべき土地については、農業振興地域制度において、市町村が農用地区域に設定している。

農業振興地域制度の趣旨を踏まえ、農業基盤整備促進事業をはじめとした農業農村整備事業においては、我が国農業の競争力の強化や優良農地の確保等の観点から、農業振興地域内の農用地区域（農振農用地）を対象として実施しているものである。このため、農振農用地区域以外の区域において農業基盤整備促進事業を実施することは困難である。

府として、農地の保全を推進するために必要があると判断される区域については、農振農用地区域として設定されるよう、地元市町村と調整願いたい。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	97	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	その他
提案事項 (事項名)	沿岸漁業改善資金に係る支払猶予措置等の適用等の条件の緩和				
提案団体	岡山県				
制度の所管・関係府省	農林水産省(水産庁)				

求める措置の具体的内容

沿岸漁業改善資金の支払猶予及び違約金の減免について、次のとおり措置を求める。

沿岸漁業改善資金助成法第11条に「ただし、災害その他政令で定めるやむを得ない理由により違約金の徴収が著しく困難であると認められる場合には、違約金の支払いを減免することができる」旨の規定を追加する。

同法施行令第6条の「やむを得ない理由」に「社会情勢の変化に伴う漁業経営の悪化」を追加し、同法第11条についてもこれを適用する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

沿岸漁業改善資金は、近代的な漁業技術や合理的な漁業生産方式の導入を促進するために、無利子で貸し付ける資金である。本資金の借受人において一旦償還金の延滞が生じると、償還の期間は長期化する傾向があり、借受人の経営を圧迫し、場合によっては事業継続を断念せざるを得ない事態も生じている。また、沿岸漁業改善資金助成法第11条において定める違約金の率は年12.25%と高率で、漁業者の負担感を増す結果となっている上、支払猶予等の措置はあるものの、適用は極めて限定的で、近年の厳しい漁業事情に伴う経営悪化等には対応できない状態である。このため、借受人の経営状況の悪化を理由とする支払猶予措置、漁業経営や違約金徴収の状況などに応じた違約金の減免が可能となるよう適用条件の緩和を求めるものである。

本県での一例を挙げると、ノリ養殖業を営んでいた漁業者が施設整備のため同資金を借り入れたが、海域環境の悪化等により、養殖の不振が続き、経営を継続することができず漁業を廃業した。これに伴い、償還金の滞納が発生したが、県職員が勤務時間外に督促に行ってもほとんど返済されず、その後、借受人が漁業廃業に伴い工面した資金により元本を返済したが、違約金については、借受人の経済状態がほぼ破綻していることから、回収金以上に人件費がかかるような状況が続いた。

今回、支払猶予条件の緩和を行うことで漁業経営が継続でき、また違約金の減免により、漁業経営が破綻したような者を救済し、生活の再建を図ることができ、併せて県の事務事業の効率化が期待できる。

根拠法令等

沿岸漁業改善資金助成法第11条、同法施行令第6条

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

沿岸漁業改善資金については、きわめて政策的な資金として、特例的に無利子で貸し付けられるものであり、すべての借受者が確実に償還を行い、その償還金を再度原資にして他の借受者に回転して貸し付けられていかなければならないとの趣旨から出来るだけ償還を確保することを旨として制度全体が設計されているものである。

このため、支払い猶予については、災害その他政令に規定された「やむを得ない理由」のある場合に限定しているところであり、社会情勢の変化に伴う漁業経営の悪化を「やむを得ない理由」とすることは困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

違約金は「回転して貸し付け」には関係せず、水産庁の回答は違約金の支払い減免に対する回答となっていない。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

本資金は償還金を新たな融資に充当する回転型の貸付制度であり、償還が計画どおり確実に実行されることが制度存立の大前提である。

本資金は沿岸漁業従事者等が沿岸漁業の経営若しくは操業状態又は生活の改善を図ることを目的に無利子で融資をおこなうものであるところ、仮に経営悪化を理由とする償還金の支払い猶予、違約金減免を行うと安易な支払遅滞(モラルハザード)を誘発することとなり、その結果、本制度の存続に重大な悪影響が生じることとなる。

このため、「やむを得ない理由」を災害等に限定していることについては、無利子であるがゆえに生じかねないモラルハザードを抑止するという合理的な理由があり、経営悪化を「やむを得ない理由」とすることは困難である。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	98	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	その他
提案事項 (事項名)	産地水産業強化支援事業における施設の改築に係る便益の算定方法(強い水産業づくり交付金費用・便益分析要領)の見直し				
提案団体	岡山県				
制度の所管・関係府省	農林水産省(水産庁)				

求める措置の具体的内容

「強い水産業づくり交付金費用・便益分析要領」において、施設を改築する場合の便益算定方法を明確化し、施設整備による効果全体を便益として算定できるよう次のとおり措置を求める。

同要領に「『改築』について、費用対効果($B/C \geq 1$)の算定は、施設の新設と同様、施設の導入によってもたらされる効果全体を便益として算定できる」旨を追加する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

産地水産業強化支援事業は、水産業の発展及び水産物の安定供給を図るため、荷さばき施設や漁獲物加工処理施設等の整備を支援する事業である。

本事業において既存施設の機能向上等を図る新たな施設整備は「改築」として扱われるが、既存施設と比較して「改築」後に増加する効果のみを便益として算定した場合、費用対効果($B/C \geq 1$)を満たすことが極めて困難である。

一昨年、カキ養殖業が盛んな漁協において、むき身処理施設の「改築」を計画したが、漁場計画上、大幅な生産量の増大は見込めないことから、「改築」後に増加する便益は、ベルトコンベアの増設によるカキ陸揚げ時間の短縮など労働時間の短縮、これらに伴う燃料費削減、単価の高い時期に集中出荷することによる生産額の増大などに限定された。

これらの理由により、本県における当交付金を活用した「改築」事業は、平成17年以降、1件しか執行できていない状況である。

よって、施設の改築に係る便益の算定にあたっては、施設整備による効果全体を便益として算定できるよう「強い水産業づくり交付金費用・便益分析要領」において明確化を行う必要がある。

今回の明確化を行うことで、「改築」がスムーズに行われ、水産業の発展及び水産物の安定供給につなげることができる。

根拠法令等

強い水産業づくり交付金費用・便益分析要領

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

補助事業により整備した共同利用施設の「改築」に関しては、補助事業の原則として、補助目的を達成するため適正に管理、使用する必要がある。

このため、当初施設を整備した事業計画に係るB/Cが1以上確保されていることに加え、「改築」に係るB/Cも当初の施設整備にかかるB/Cとは別に1以上が必要である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

水産基盤整備事業費用対効果分析のガイドラインでは、例えば、以前に整備した防波堤に続けて波除けを整備する場合、新たな施設の建設費と既存施設の残存価値を費用とし、新たな施設を含めた防波堤全体で便益を算定している。

なお、本県が提案した事例では、既存施設が処分制限期間を経過していることから(=残存価値0)、上記に当てはめると、新たな施設の建設費のみを費用とし、便益は新たな施設を含めた施設全体で算定することができる。

公共事業と非公共事業の違いはあるが、産地水産業強化支援事業についてもこれらと同等の算定手法を導入するよう見直し願いたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

公共事業である漁港整備は、施設の総合体としての機能が求められているため、個々の施設ごとに整備効果を期待するものではない。一方、非公共事業である産地水産業強化支援事業で整備する施設は、個々の施設ごとに整備効果を期待するものである。

このように、公共事業と非公共事業では事業の性格や目的が違うため、公共事業の算定方法を非公共事業に導入することは困難である。

(B/Cの算定上も公共事業と非公共事業では取扱いが異なり、例えば維持管理費用の取扱いについては、公共事業では広く国民に整備効果が享受されるものとして、耐用年数期間中の便益が維持されるようC(コスト)として計上されるが、非公共事業では、直接の受益者が本来は維持管理費用を支弁する原則からB/CのC(コスト)への計上はしない。)

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	378	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	その他
提案事項 (事項名)	水産多面的機能発揮対策交付金事業の制度及び手続きの見直し				
提案団体	九州地方知事会				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

年度当初から活動できるよう、事業の事前着手を認める措置を講じること。併せて、国交付金の概算払いについて、年度の早い時期に概算払いをお願いしたい。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

本交付金には、交付決定前の事前着手の規定がなく、年度ごとに交付決定と実績報告を行い、残金は全て返還することとなっている。事業の実施にあたっては、海域の状況や現地の事情に応じたタイムリーな活動が必要であり、特に藻場対策のために必要な作業は3～6月に時期が集中しているため、交付決定が遅れると、予定していた活動ができない可能性が出てくる。そこで、年度当初からの活動ができるよう、要綱等に「産地活性化総合対策事業実施要領(22生産第10890号平成23年4月1日付け生産局長通知)」に準じて事前着手を認める規定を設けていただきたい。

国交付金の概算払いについては、水産多面的機能発揮対策交付金交付要綱第12に規定されている。年度の早い時期から資金の不足なく活動できるよう、請求に基づき所要見込額を4月中に交付していただきたい。

【長崎県における支障事例】

①交付決定の遅れによるもの H25年度は交付決定が6月となり、事業計画時点で藻場保全活動を断念した団体が8団体あった。計画はしていたが、交付決定の遅れにより活動開始時期が遅れ、適期を逃してしまい、十分な活動ができなかった団体が5団体あった。

②概算払いの遅れによるもの 活動費が不足し、参加者の日当、用船料等の支払いが遅れたり、資材の購入ができない事例があった。平成25年度は、交付決定が6月21日、初回の概算払いが10月8日であった。

根拠法令等

水産多面的機能発揮対策事業交付要綱

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

事業実施可能時期については、本年度においては、4月1日付けで交付決定を行ったため、速やかな事業実施が可能となったところである。事前着手については、個々の緊急性・公益性を踏まえて判断すべきと考える。

国交付金の概算払いについては、会計法第22条の規定により例外的に認められた支払の方法であり、額の確定を待たないで支払を受けられるものであるが、予算決算及び会計令(予決令)第58条第4号の規定によりその範囲及び条件は毎年度農林水産大臣が財務大臣と協議して決めることとされている。

本交付金についても、農林水産大臣と財務大臣との協議のための手続き期間が必要であることから、4月中の概算払いは困難である。ただし、ご要望を踏まえ、可能な限り早期に概算払いができるよう努力して参りたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

平成27年度においても、今年度と同様に4月1日付けで交付決定していただき、速やかな事業実施ができるようご配慮いただきたい。

概算払いについては、可能な限り早期にお願いしたい。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 E 提案の実現に向けて対応を検討

ご要望の趣旨を十分に踏まえ、平成27年度においても、今年度と同様、早期に交付決定できるよう事務手続きを進め、速やかな事業実施ができるようご努力してまいりたい。

また、概算払いについても、可能な限り早期に支払いが可能となるよう財務省と協議してまいりたい。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	379	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	その他
提案事項 (事項名)	漁業近代化資金の償還期限の延長				
提案団体	九州地方知事会				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

漁業近代化資金金融通法施行令第2条では、漁船の建造等の償還期限を「15年」と定めているが、「20年」に延長する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】

漁船漁業では、魚価の低迷や燃油価格の急騰といった経営環境の悪化により、漁船の更新が進まず、平成24年度水産白書によれば、沿岸漁業に従事する漁船では、船齢20年を超える漁船が66.3%を占めるなど、法定耐用年数を超過して操業している。

本県でも、FRP漁船約23千隻の約86%が船齢20年以上となっており、今後、生産性の低化やメンテナンス経費の増大等によって収益性の更なる悪化を招き、生産構造が脆弱化することが懸念される。

一方、漁業近代化資金で漁船を建造等する場合、漁業近代化資金金融通法第2条及び同法施行令第2条で償還期限が15年以内とされているが、収益性の悪化により借入金の償還が負担となっている。

漁業近代化資金については、平成17年度の税源移譲後、都道府県の判断で、法令で定める償還期限を越えた償還猶予措置を行うことが可能となっている。

漁業者等が金融機関から融資を受ける場合、漁業信用基金協会が行う債務保証制度を利用しているが、都道府県が独自に法令で定める償還期限を越える償還猶予措置を行うときは、漁業信用基金協会の債務保証において、漁業近代化資金金融通法に基づく「漁業近代化資金」ではなく、「一般資金」としての保証となる。「一般資金」の保証料率は、「漁業近代化資金」の保証料率と比較し高率のため、漁業者の保証料負担が増えてしまう。

【制度改正の必要性】

法令で定める償還期限を「20年」に延長することは、漁船の実耐用年数に合わせたものであり、漁業者の借入金の1年あたりの償還額や保証料の支払いの負担を軽減することから、収益性の向上を図ることができる。

根拠法令等

漁業近代化資金金融通法施行令第2条

各府省からの第1次回答

回答区分 E 提案の実現に向けて対応を検討

御要望については、漁船の取得価格や実耐用年数等の必要なデータを精査の上、関係部局との調整等対応を検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

漁業者が経営環境の悪化に対処できるよう、具体的なスケジュールをご提示のうえ、早期実現を望みます。

各府省からの第2次回答

回答区分 E 提案の実現に向けて対応を検討

御要望については、平成27年度からの実施を目標として、現在、漁船の取得価格や実耐用年数等の必要なデータの精査や関係省庁・部局との調整等を行っているところである。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	818	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	その他
提案事項 (事項名)	都道府県資源管理指針の策定・変更の際に必要とされる水産庁長官への協議の廃止				
提案団体	兵庫県、京都府、大阪府、和歌山県、徳島県				
制度の所管・関係府省	農林水産省(水産庁)				

求める措置の具体的内容

都道府県海面での水産資源の管理のあり方の基本方針について各都道府県が策定する「資源管理指針」の策定・変更の際に必要とされる水産庁長官への協議、同意を不要とし、報告とすること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現行】

資源管理指針・資源管理計画作成要領では、資源管理指針は国及び各都道府県が、それぞれの管理する漁業に関連する水産資源にかかる管理方針及びこれを踏まえた魚種又は漁業種類ごとの具体的方策を内容として策定することとされ、各都道府県の指針策定にあたっては、水産庁と協議を行うこととされている。

【支障事例】

この水産庁との協議が必要なことにより、事務が煩雑になるだけでなく、地域の実情に合わせた迅速な変更が困難になっている。

【制度改正の必要性】

国と都道府県が管理する漁業及びその利用する資源が互いに重複することはなく、また、瀬戸内海におけるサワラのように知事が管理する漁業が利用する資源のうち都道府県の範囲を越えた広域な管理を要するものについては、別途、広域漁業調整委員会等で調整が行われ、関係都道府県の資源管理指針はそれを反映したものとなっているため、改めて協議する必要はないものとする。

根拠法令等

資源管理指針・資源管理計画作成要領第2の3(3)及び(4)

資源管理指針・資源管理計画作成要領第2の3(3)の水産庁との協議については、国及び都道府県の各々で策定した資源管理指針が、全体としての我が国周辺資源の資源管理として体系化されるものであることから、各都道府県が指針を策定するに際しては、水産庁長官との協議を行うこととなっており、協議の際には、①内容が本要領や国指針に則しているか、②他都道府県漁業者等を不当に差別していないか、③指針内、他都道府県指針との整合性がとれているかの点を着眼点としている。

なお、協議が整わない場合には、当該指針は、資源管理・収入安定対策による公的支援の前提となる資源管理指針とならない旨に留意するとしている。

特に、御指摘の広域に回遊する魚種については、都道府県の範囲を超えた広域的な管理を要するものであり、国と都道府県が管轄する漁業及びその利用する資源がお互いに重複することから、国の指針及び他都道府県の指針との整合性がとれているかの確認等が不可欠であることから、今後も水産庁との協議は必要である。協議が整わない場合には、当該指針は、資源管理・収入安定対策上に位置づけられないこととなる。

なお、「広域漁業調整委員会等で調整が行われているため水産庁への協議は不要」という点については、広域漁業調整委員会は特定の魚種についての広域的な資源管理の方針等を調整する場であるが、都道府県の指針の策定には関与していない。このため、策定される指針の内容が適切に関係都道府県の指針に反映されているか等については水産庁が確認する必要があるため、水産庁への協議は必要と考えている。

国としては、協議にあたっては手続が速やかに行われるよう、引き続き努力してまいらる所存。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

- ・要領は、都道府県指針に記載すべき事項を詳細に定めており、これに沿わない指針は作成し得ない。
- ・広域的な資源管理の調整は、広域漁業調整委員会の他、広域漁業者協議会、試験研究機関、行政担当者の会議等様々な段階で定期的に議論され十分な調整が行われており、各指針は当然にその議論の対象になっている。
- ・また、都道府県指針は、各都道府県が管理する漁業に関して定めるものであり、それ以外の者に効果を及ぼし得るものではない。

資源管理指針が資源管理・収入安定対策による公的支援の前提となっていることから、当該指針が間違いなく要領に基づいて作成されたものであるか、水産庁が確認する必要がある。

広域的な資源管理の調整については、関係者の議論内容が反映された指針となっているか、水産庁が確認する必要がある。

また、都道府県の範囲を超えて広域に回遊する魚種については、国と都道府県が管轄する漁業及びその利用する資源がお互いに重複することから、国の指針及び他都道府県の指針との整合性がとれていなければならない。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	607	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	その他
提案事項 (事項名)	漁船登録事務にかかる水産庁報告の簡素化				
提案団体	長崎県、大分県、宮崎県、沖縄県、山口県				
制度の所管・関係府省	農林水産省(水産庁)				

求める措置の具体的内容

都道府県が行っている漁船登録事務については、漁船法施行規則第14条第1項に基づき毎月10日までに、前月に登録した総トン数15トン以上の漁船原簿副本や登録、変更、抹消等の処理件数を報告しているが、事務の簡素化のため、報告を年1回とするとともに漁船原簿副本の提出を廃止すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】

本県には約2万4千隻の漁船が登録されており、本庁及び4地方機関で行っている漁船登録等にかかる事務処理件数は約1万3千件(平成25年度)にのぼることから、根拠法令を改正し、事務の簡素化をお願いしたい。

漁船登録件数等の報告については、漁船登録の実態把握のためと思われるが、例えば「鯨類の捕獲・混獲・座礁等の実態調査」では鯨種毎捕獲、混獲、座礁等の頭数を年1回報告(水産庁長官通知)しており、漁船登録件数を月毎に報告しなくても、年1回報告で問題ないとする。また、漁船原簿副本の提出については、都道府県において適切に管理を行えば、水産庁への報告は不要と考える。

【制度改正の必要性】

毎月の報告や漁船原簿副本の提出を廃止し、年1回の報告とすることで、事務の簡素化が図られるとともに、集計作業等を行う時期を、他業務の状況に合わせて調整できることから、業務の効率化につながる。

根拠法令等

漁船法施行規則第14条第1項

各府省からの第1次回答

回答区分 A 実施

漁船法施行規則(昭和25年8月12日農林省令第95号)第14条第1項の規定の一部改正を行うこととし、同項に規定されている毎月の漁船の登録等の報告書の提出については、年1回とし、毎月の登録した総トン数15トン以上の動力漁船に係る漁船原簿の副本の提出については、廃止することとする。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

意見なし

各府省からの第2次回答

回答区分 A 実施

提案団体からは意見が付されていないところであり、第1次回答でご納得いただいたものと考えている。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	927	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	その他
提案事項 (事項名)	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県の判断に基づく交付等による自由度向上				
提案団体	埼玉県				
制度の所管・関係府省	農林水産省(水産庁)				

求める措置の具体的内容

「空飛ぶ補助金」のうち水産多面的機能発揮対策事業交付金について、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすること

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性等】

国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。

特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。

そのため、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすることが必要がある。本提案においては、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすることを求めるものである。

【地方移管を求める理由】

類似のふるさとの川増殖事業を実施していることや、漁業協同組合指導事務と密接な関連があり、県で一体的に実施した方が効果が期待できる。

根拠法令等

水産多面的機能発揮対策交付金実施要領

本交付金は、地域の実情に応じた水産多面的機能発揮に資する取組に対して支援することとしており、交付先である地域協議会は、都道府県内の地域特性を反映した効果的な事業の推進が可能な地域を単位とし、都道府県、関係市町村、漁業者団体、学識経験者及び非営利団体等の各都道府県の実情に応じた者で構成するものとしている。

このため、本交付金は、地方の実情が反映される運用となっているものである。

また、水産基本法(平成13年法律第89号)第32条において、水産多面的機能に関する施策は国が講ずるものと位置づけられている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

本交付金の交付先である地域協議会は、都道府県内の地域特性を反映した効果的な事業の推進が可能な地域を単位とし、都道府県、関係市町村、漁業者団体、学識経験者及び非営利団体等の各都道府県の実情に応じた者で構成するものとしている。

そこで、類似のふるさとの川増殖事業を実施していることや、漁業協同組合指導事務と密接な関連があり、県で一体的に実施した方が効果が期待できる。

そのため、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすることが必要である。

本提案においては、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすることを求めるものである。

全国知事会からの意見

水産業・漁村への多面的機能発揮支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。

国から民間団体等に直接交付される補助金等については、都道府県が実施する水産業・漁村の振興に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討を行うべきである。

各府省からの第2次回答

地域の関係者において構成される協議会を実施主体とすることで、より地域の実情に応じた取組を行うことができる。

また、本事業は都道府県を協議会の構成員とすることを必須要件としており、現行制度においても、既に、都道府県の意向を十分反映させた上で、柔軟に地域協議会から各活動組織に交付されている。

さらに、本事業は、全国的な視点に立ち、地域の特性を考慮して多面的機能の発揮を図る必要があることから、水産基本法の趣旨を踏まえ、国が講じることが必要であり、都道府県へ財源・権限を移譲することは妥当ではない。

なお、全国市長会からは、申請に係る事務手続きの増加等への懸念もあり、慎重に検討を行うべきとの意見をいただいております、そのことも念頭に置く必要がある。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

重点事項通番: 45

管理番号 168 提案区分 B 地方に対する規制緩和 提案分野 土地利用(農地除く)

提案事項(事項名) 保安林解除に係る国への協議の廃止

提案団体 鳥取県、京都府、大阪府、徳島県

制度の所管・関係府省
農林水産省(林野庁)

求める措置の具体的内容

保安施設事業施行地内の民有林保安林において、知事権限の保安林解除に係る国への協議を廃止する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

森林法第26条の2第4項第2号に基づく「保安施設事業等の施行に係る土地の区域内にある保安林」の保安林解除にあたっては、農林水産大臣に協議し、同意を得なければならないとされている。

前記以外の4号以下の保安林解除にあたっては、国との協議は不要であり、保安施設事業により、保安林機能の維持向上を図った4号以下保安林の解除にあたっては、県による適正な審査が可能であり、国との協議は不要と考える。

国への協議を廃止することで保安林解除手続きをより速やかに行い、事業進捗を図ることが可能となる。(国の標準処理期間は、協議書受理日から起算して30日)。

※本県に係る保安施設事業等施行地の多くは、海岸部の飛砂防備保安林に指定されており、今後、高規格幹線道路(山陰道)の整備や国道・県道の道路改良等において保安林解除の増加が予想される。

※なお、本県の保安林は重要流域内にあるため、同項第1号は該当しない。

根拠法令等

森林法第26条の2第4項

保安施設事業等は、山地災害の危険が高い箇所等、保安機能の維持・強化が特に必要な保安林等で実施するものである。このため、保安施設事業等を実施した保安林の解除にあたっては、水源の涵養または災害の防備といった保安林の機能が引き続き維持されるかについて、流域保全の観点も含め検討する必要があることから、国の同意を要する協議が必要である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

都道府県の執行については、地方自治法第245条の4に基づく技術的な助言として示された「保安林及び保安施設地区の指定、解除等の取扱いについて」(最終改正:平成25年4月1日付け24林整治第2742号 林野庁長官から各都道府県知事宛通知)に基づいて各都道府県が定めた基準に従い、適正な審査を行っている。

また、国が流域保全の観点を技術的な助言として都道府県に示すことで、県は前記と同様に適切な執行が可能であることから、国への協議は廃止すべき。(なお、流域が都道府県にまたがる場合を除く。)

全国知事会からの意見

地方分権改革推進委員会第2次勧告を踏まえ、保安施設事業施行地内等の施行に係る4号以下の民有林保安林指定解除に当たっての国への協議、同意を廃止するべきである。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 1号～3号保安林の解除(法定受託事務)については、都道府県が基準に則り適正に事務を執行しており、かつ、本庁における事務処理体制に鑑みても、現場から離れ、限られた人数で、国が都道府県とは異なる視点で実質的な審査を行うのは困難であると考えられることから、地方自治法に基づく是正の指示等を適切に活用することとし、同意協議を廃止すべきであるが、この場合、何か具体的な支障があるのか。

○ 4号～11号保安林の保安施設事業施行地における保安林の解除(自治事務)については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の整理における、同意協議を許容するメルクマールに非該当であると考えられることから、同意協議を廃止すべきであるが、この場合、何か具体的な支障があるのか。

保安施設事業施行地の重要性は都道府県としても当然認識していることから、同意協議を廃止できない理由とはならない。(国費を投入している点については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の問題ではないか。)

○ 4号～11号保安林の保安施設事業施行地における保安林の解除(自治事務)について、是正の要求等国の一般的関与で足りるのではないか。足りないとすれば、その理由は何か。

○ 国土を保全し、国民の経済活動の基礎を保障することが国の役割である中、保安林はその一翼を担っており、また、保安施設事業は保安林機能を補完するために農林水産大臣が必要性を判断して実施されるものである。この点を考慮せず、事務の簡素化の観点のみから、議論することは適当ではない。

○ 保安施設事業の施行の必要性は、農林水産大臣が災害等の危険性が高い個所が周辺に与える影響を考慮して判断していることから、当該保安施設事業施行地を含む保安林を解除する場合も農林水産大臣がその適否を判断する必要がある。そのために森林法第26条の2第4項第2号に基づく同意を要する協議が規定されているのであって、「流域保全の観点を技術的な助言として都道府県に示すことにより、国への協議は廃止すべき」との貴県のご意見は受け入れられない。

なお、転用に係る保安林の解除については、解除基準を定めて、審査の中立性・透明性を確保している。一方で、各々の保安林は、自然的条件や周辺の社会的条件によっても果たす機能や役割、これを解除した場合の影響等が大きく異なるため、解除権限を国と都道府県に分担し、それぞれの裁量判断に委ねている面がある。このため、統一的・全国的な視点に立って解除基準の詳細化を図ることは現実的にみて困難である。

(別紙あり。全国知事会からの意見、専門部会からの指摘に対する回答を記載。)

(168)

【提案団体に対する回答】

- 国土を保全し、国民の経済活動の基礎を保障することが国の役割である中、保安林はその一翼を担っており、また、保安施設事業は保安林機能を補完するために農林水産大臣が必要性を判断して実施されるものである。この点を考慮せず、事務の簡素化の観点のみから、議論することは適当ではない。
- 保安施設事業の施行の必要性は、農林水産大臣が災害等の危険性が高い個所が周辺に与える影響を考慮して判断していることから、当該保安施設事業施行地を含む保安林を解除する場合も農林水産大臣がその適否を判断する必要がある。そのために森林法第26条の2第4項第2号に基づく同意を要する協議が規定されているのであって、「流域保全の観点を技術的な助言として都道府県に示すことにより、国への協議は廃止すべき」との貴県のご意見は受け入れられない。

なお、転用に係る保安林の解除については、解除基準を定めて、審査の中立性・透明性を確保している。一方で、各々の保安林は、自然的条件や周辺の社会的条件によっても果たす機能や役割、これを解除した場合の影響等が大きく異なるため、解除権限を国と都道府県に分担し、それぞれの裁量判断に委ねている面がある。このため、統一的・全国的な視点に立って解除基準の詳細化を図ることは現実的にみて困難である。

【全国知事会からの意見、専門部会からの指摘に対する回答】

- 仮に、森林法第26条の2第4項に基づく同意を要する協議を廃止して地方自治法に基づく是正の指示等を活用するとした場合、都道府県から保安林の解除が認められた後に国から是正の指示等が出され、当該解除の申請者は、事業実施の準備を進めていたところ損害を被る。また、転用解除箇所を発生源として土砂崩壊が発生し、尊い国民の生命・財産が失われた場合には、社会的な問題が発生した後であり、その復旧・復興には多大な時間と労力が必要となる。さらに、是正の指示等に対する措置内容は都道府県に委ねられることとなるが、保安林の機能は広域にわたるため、単一の都道府県のみ判断を委ねることは適切でない。このため、地方自治法に基づく是正の指示や要求等ではなく、問題発覚以前に国が都道府県に是正措置を求められるよう、上記規定に基づき同意を要する協議を行う仕組みは存続させる必要がある。
- 保安施設事業施行地を含む4～7号保安林の解除に係る国への同意を要する協議は、地方分権推進計画（平成10年5月29日）において、メルクマール(C)「その他、個別の法律における必要性から特別に同意が必要とされる場合」に該当すると整理され、現在に至っている。

- 保安施設事業は、山地災害の危険が高い箇所等、保安機能の維持・強化のために農林水産大臣が必要と認めて実施されるものであるところ、都道府県における保安林解除にあたっては、事業実施時に想定していた保安機能が引き続き維持されるかについての検討が必要。このケースにおいては、保安施設事業区に係る国の判断と都道府県の判断の間で整合性を確保しなければ、著しく支障が生じる。（地方分権改革推進委員会第3次勧告メルクマール（i）②参照）また、農林水産大臣は保安施設事業の実施により国土の保全を図る責務を担っているため、都道府県に保安施設事業施行地に係る重要性の認識があるからといって、森林法第26条の2第4項第2号に基づく同意を要する協議を廃止する理由とすることは相当ではない。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

重点事項通番: 45

管理番号	194	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	都道府県知事権限の保安林(重要流域以外)の指定の解除に際しての大臣協議(同意)の廃止				
提案団体	和歌山県				
制度の所管・関係府省	農林水産省(林野庁)				

求める措置の具体的内容

都道府県知事権限の保安林(重要流域以外)の指定の解除に係る農林水産大臣への協議(同意)を廃止する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

都道府県知事権限の保安林(重要流域以外)の指定の解除に当たっては、指定の理由の消滅(法第26条の2第1項)については1ha以上及び公益上の理由の解除(同条第2項)については5ha以上の場合に農林水産大臣に協議し、同意を得る必要がある。(法定受託事務)

しかしながら、都道府県知事の審査及び農林水産大臣の協議に係る審査は同じ基準に基づいて行われるため、両者の審査の結果が大きく異なるとは考えられない。

また、大規模な解除等の案件については申請者をはじめ関係者から迅速な対応が求められるケースもあり、大臣への協議を廃止することにより、国への協議等に要する期間(標準処理期間30日)が無くなることとなり、より一層の事務の簡素化及び迅速化を図ることが可能となる。

根拠法令等

森林法第26条の2第4項、森林法施行法令第3の3

森林法第25条第1項第1号から第3号に掲げる目的を達成するための保安林は、水源の涵養、土砂の流出防備等を目的とし、その受益は広く流域に及ぶことから、その適正な整備は国土保全と国民の諸経済活動の基礎をなす「ナショナルミニマム」としての意義を有している。また、大規模な保安林の解除については流域の保全に広く影響を及ぼすものといえる。このため、都道府県知事が法定受託事務として、その指定・解除に関する権限を有する保安林であっても、一定規模以上の保安林の指定の解除については、国の同意を要する協議を行うことで、国土保全上の実効性を担保する必要があると考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

保安林(重要流域以外)の指定の解除については、現行でも一定の面積要件を下回る案件については農林水産大臣協議は不要とされており、面積の違いにより取扱いを分けることには合理性がないと考える。

大臣協議の廃止により、協議に要する期間が無くなれば、より一層事務の簡素化及び迅速化が図られ、申請者の負担軽減につながる。

管理番号193「重要流域における民有林の保安林の指定・解除及び指定施業要件の変更に関する事務・権限の移譲」に関連する見直し(権限移譲)と併せて廃止すべき。

全国知事会からの意見

地方分権改革推進委員会第2次勧告を踏まえ、保安施設事業施行地内等の施行に係る4号以下の民有林保安林指定解除に当たっての国への協議、同意を廃止すべきである。それ以外についても提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 1号～3号保安林の解除(法定受託事務)については、都道府県が基準に則り適正に事務を執行しており、かつ、本庁における事務処理体制に鑑みても、現場から離れ、限られた人数で、国が都道府県とは異なる視点で実質的な審査を行うのは困難であると考えられることから、地方自治法に基づく是正の指示等を適切に活用することとし、同意協議を廃止すべきであるが、この場合、何か具体的な支障があるのか。

○ 4号～11号保安林の保安施設事業施行地における保安林の解除(自治事務)については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の整理における、同意協議を許容するメルクマールに非該当であると考えられることから、同意協議を廃止すべきであるが、この場合、何か具体的な支障があるのか。

保安施設事業施行地の重要性は都道府県としても当然認識していることから、同意協議を廃止できない理由とはならない。(国費を投入している点については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の問題ではないか。)

○ 4号～11号保安林の保安施設事業施行地における保安林の解除(自治事務)について、是正の要求等国の一般的関与で足りるのではないか。足りないとすれば、その理由は何か。

- 国土を保全し、国民の経済活動の基礎を保障することが国の役割である中、保安林はその一翼を担っている。この点を考慮せず、解除手続の期間短縮及び事務の簡素化・効率化の観点のみから、議論することは適当ではない。
 - 森林の開発面積が1haを超えると、災害等の危険性が増大するとの調査結果があり、一定面積以上の保安林解除を国への同意を要する協議としていることは合理的であるとする。
- (別紙あり。全国知事会からの意見、専門部会からの指摘に対する回答を記載。)

(194)

【提案団体に対する回答】

- 国土を保全し、国民の経済活動の基礎を保障することが国の役割である中、保安林はその一翼を担っている。この点を考慮せず、解除手続の期間短縮及び事務の簡素化・効率化の観点のみから、議論することは適当ではない。
- 森林の開発面積が1 haを超えると、災害等の危険性が増大するとの調査結果があり、一定面積以上の保安林解除を国への同意を要する協議としていることは合理的であると考える。

【全国知事会からの意見、専門部会からの指摘に対する回答】

- 仮に、森林法第26条の2第4項に基づく同意を要する協議を廃止して地方自治法に基づく是正の指示等を活用するとした場合、都道府県から保安林の解除が認められた後に国から是正の指示等が出され、当該解除の申請者は、事業実施の準備を進めていたところ損害を被る。また、転用解除箇所を発生源として土砂崩壊が発生し、尊い国民の生命・財産が失われた場合には、社会的な問題が発生した後であり、その復旧・復興には多大な時間と労力が必要となる。さらに、是正の指示等に対する措置内容は都道府県に委ねられることとなるが、保安林の機能は広域にわたるため、単一の都道府県のみで判断を委ねることは適切でない。このため、地方自治法に基づく是正の指示や要求等ではなく、問題発覚以前に国が都道府県に是正措置を求められるよう、上記規定に基づき同意を要する協議を行う仕組みは存続させる必要がある。
- 保安施設事業施行地を含む4～7号保安林の解除に係る国への同意を要する協議は、地方分権推進計画（平成10年5月29日）において、メルクマール(C)「その他、個別の法律における必要性から特別に同意が必要とされる場合」に該当すると整理され、それ以降、論議されず現在に至っている。
- 保安施設事業は、山地災害の危険が高い箇所等、保安機能の維持・強化のために農林水産大臣が必要と認めて実施されるものであるところ、都道府県における保安林解除にあたっては、事業実施時に想定していた保安機能が引き続き維持されるかについての検討が必要。このケースにおいては、保安施設事業区に係る国の判断と都道府県の判断の間で整合性を確保しなければ、著しく支障が生じる。（地方分権改革推進委員会第3次勧告メルクマール(i)②参照）また、農林水産大臣は保安施設事業の実施により国土の保全を図る責務を担っているため、都道府県に保安施設事業施行地に係る重要性の認識があるからといって、森林法第26条の2第4項第2号に基づく同意を要する協議を廃止する理由とすることは相当ではない。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

重点事項通番: 45

管理番号 提案区分 提案分野

提案事項
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

求める措置の具体的内容

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

根拠法令等

森林法第25条第1項第1号から第3号に掲げる目的を達成するための保安林は、水源の涵養、土砂の流出防備等を目的とし、その受益は広く流域に及ぶことから、その適正な整備は国土保全と国民の諸経済活動の基礎をなす「ナショナルミニマム」としての意義を有している。また、大規模な保安林の解除については流域の保全に広く影響を及ぼすものといえる。このため、都道府県知事が法定受託事務として、その指定・解除に関する権限を有する保安林であっても、一定規模以上の保安林の指定の解除については、国の同意を要する協議を行うことで、国土保全上の実効性を担保する必要があると考える。

また、保安施設事業等は、山地災害の危険が高い箇所等、保安機能の維持・強化が特に必要な保安林等で実施するものである。このため、保安施設事業等を実施した保安林の解除にあたっては、水源の涵養または災害の防備といった保安林の機能が引き続き維持されるかについて、流域保全の観点も含め慎重に検討する必要があることから、国の同意を要する協議が必要である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

これまでも知事権限に係る保安林解除については、法定受託事務又は自治事務として国の通知(平成12年4月27日付け12林野治第790号農林水産事務次官通知、昭和45年6月2日付け45林野治第921号長官通知)に基づき適正に処理しているところであり、国土保全上の実効性の担保や流域保全の観点から慎重に検討する必要があるとのことであれば、その判断基準を上記の通知等で示していただくことにより、国の同意を不要とできるのではないかと考える。

全国知事会からの意見

地方分権改革推進委員会第2次勧告を踏まえ、保安施設事業施行地内等の施行に係る4号以下の民有林保安林指定解除に当たっての国への協議、同意を廃止すべきである。それ以外についても提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 1号～3号保安林の解除(法定受託事務)については、都道府県が基準に則り適正に事務を執行しており、かつ、本庁における事務処理体制に鑑みても、現場から離れ、限られた人数で、国が都道府県とは異なる視点で実質的な審査を行うのは困難であると考えられることから、地方自治法に基づく是正の指示等を適切に活用することとし、同意協議を廃止すべきであるが、この場合、何か具体的な支障があるのか。

○ 4号～11号保安林の保安施設事業施行地における保安林の解除(自治事務)については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の整理における、同意協議を許容するメルクマールに非該当であると考えられることから、同意協議を廃止すべきであるが、この場合、何か具体的な支障があるのか。
保安施設事業施行地の重要性は都道府県としても当然認識していることから、同意協議を廃止できない理由とはならない。(国費を投入している点については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の問題ではないか。)

○ 4号～11号保安林の保安施設事業施行地における保安林の解除(自治事務)について、是正の要求等国の一般的関与で足りるのではないかと考える。足りないとなれば、その理由は何か。

○ 国土を保全し、国民の経済活動の基礎を保障することが国の役割である中、保安林はその一翼を担っている。この点を考慮せず、解除手続の期間短縮及び事務の簡素化・効率化の観点のみから、議論することは適当ではない。

○ 1～3号保安林は、大規模解除を行った場合、その受益の対象が広域にわたり国民経済に大きな影響を及ぼすおそれがある。また、保安施設事業の施行の必要性は、農林水産大臣が災害等の危険性が高い個所が周辺に与える影響を考慮して判断しているから、当該保安施設事業施行地を含む保安林を解除する場合も農林水産大臣がその適否を判断する必要がある。そのために森林法第26条の2第4項に基づく同意を要する協議が規定されているのであって、「国土保全上の実効性の担保や流域保全の観点からの審査基準を都道府県に示すことにより、国への同意を要する協議は廃止すべき」との貴県のご意見は受け入れられない。

なお、転用に係る保安林の解除については、解除基準を定めて、審査の中立性・透明性を確保している。一方で、各々の保安林は、自然的条件や周辺の社会的条件によっても果たす機能や役割、これを解除した場合の影響等が大きく異なるため、解除権限を国と都道府県に分担し、それぞれの裁量判断に委ねている面がある。このため、統一的・全国的な視点に立って解除基準の詳細化を図ることは現実的にみて困難である。

(別紙あり。全国知事会からの意見、専門部会からの指摘に対する回答を記載。)

(229)

【提案団体に対する回答】

- 国土を保全し、国民の経済活動の基礎を保障することが国の役割である中、保安林はその一翼を担っている。この点を考慮せず、解除手続の期間短縮及び事務の簡素化・効率化の観点のみから、議論することは適当ではない。
- 1～3号保安林は、大規模解除を行った場合、その受益の対象が広域にわたり国民経済に大きな影響を及ぼすおそれがある。また、保安施設事業の施行の必要性は、農林水産大臣が災害等の危険性が高い個所が周辺に与える影響を考慮して判断しているから、当該保安施設事業施行地を含む保安林を解除する場合も農林水産大臣がその適否を判断する必要がある。そのために森林法第26条の2第4項に基づく同意を要する協議が規定されているのであって、「国土保全上の実効性の担保や流域保全の観点からの審査基準を都道府県に示すことにより、国への同意を要する協議は廃止すべき」との貴県のご意見は受け入れられない。

なお、転用に係る保安林の解除については、解除基準を定めて、審査の中立性・透明性を確保している。一方で、各々の保安林は、自然的条件や周辺の社会的条件によっても果たす機能や役割、これを解除した場合の影響等が大きく異なるため、解除権限を国と都道府県に分担し、それぞれの裁量判断に委ねている面がある。このため、統一的・全国的な視点に立って解除基準の詳細化を図ることは現実的にみて困難である。

【全国知事会からの意見、専門部会からの指摘に対する回答】

- 仮に、森林法第26条の2第4項に基づく同意を要する協議を廃止して地方自治法に基づく是正の指示等を活用するとした場合、都道府県から保安林の解除が認められた後に国から是正の指示等が出され、当該解除の申請者は、事業実施の準備を進めていたところ損害を被る。また、転用解除箇所を発生源として土砂崩壊が発生し、尊い国民の生命・財産が失われた場合には、社会的な問題が発生した後であり、その復旧・復興には多大な時間と労力が必要となる。さらに、是正の指示等に対する措置内容は都道府県に委ねられることとなるが、保安林の機能は広域にわたるため、単一の都道府県のみで判断を委ねることは適切でない。このため、地方自治法に基づく是正の指示や要求等ではなく、問題発覚以前に国が都道府県に是正措置を求められるよう、上記規定に基づき同意を要する協議を行う仕組みは存続させる必要がある。
- 保安施設事業施行地を含む4～7号保安林の解除に係る国への同意を要する協議は、地方分権推進計画（平成10年5月29日）において、メルクマール(C)「その

他、個別の法律における必要性から特別に同意が必要とされる場合」に該当すると整理され、現在に至っている。

- 保安施設事業は、山地災害の危険が高い箇所等、保安機能の維持・強化のために農林水産大臣が必要と認めて実施されるものであるところ、都道府県における保安林解除にあたっては、事業実施時に想定していた保安機能が引き続き維持されるかについての検討が必要。このケースにおいては、保安施設事業区に係る国の判断と都道府県の判断の間で整合性を確保しなければ、著しく支障が生じる。（地方分権改革推進委員会第3次勧告メルクマール（i）②参照）また、農林水産大臣は保安施設事業の実施により国土の保全を図る責務を担っているため、都道府県に保安施設事業施行地に係る重要性の認識があるからといって、森林法第26条の2第4項第2号に基づく同意を要する協議を廃止する理由とすることは相当ではない。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

重点事項通番: 45

管理番号 提案区分 提案分野

提案事項
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

求める措置の具体的内容

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】
公共事業等に伴う保安林の解除において、国への協議を廃止することにより、事務処理期間が短縮されスムーズに事業が執行でき、地域住民の生活の利便性の向上等が期待できる。

【懸念の解消】
知事権限の保安林解除においても、国権限の解除と同等の審査を実施していることから、協議の廃止に伴う保安林の持つ公益的機能の著しい低下等への懸念はないと考える。

根拠法令等

森林法第25条第1項第1号から第3号に掲げる目的を達成するための保安林は、水源の涵養、土砂の流出防備等を目的とし、その受益は広く流域に及ぶことから、その適正な整備は国土保全と国民の諸経済活動の基礎をなす「ナショナルミニマム」としての意義を有している。また、大規模な保安林の解除については流域の保全に広く影響を及ぼすものといえる。このため、都道府県知事が法定受託事務として、その指定・解除に関する権限を有する保安林であっても、一定規模以上の保安林の指定の解除については、国の同意を要する協議を行うことで、国土保全上の実効性を担保する必要があると考える。

また、保安施設事業等は、山地災害の危険が高い箇所等、保安機能の維持・強化が特に必要な保安林等で実施するものである。このため、保安施設事業等を実施した保安林の解除にあたっては、水源の涵養または災害の防備といった保安林の機能が引き続き維持されるかについて、流域保全の観点も含め慎重に検討する必要があることから、国の同意を要する協議が必要である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

流域の保全に広く影響を及ぼすものや、流域保全の観点を含め慎重に検討する必要がある場合においても、都道府県を跨がない流域については、都道府県単位において慎重な検討が可能であり、都道府県のみ審査でも国土保全上の実効性や保安林の機能の維持は担保されたと考える。

保安林解除に係る国の同意については、同じ審査基準を用いて審査しており、都道府県と国とで二重に審査することとなっている。

全国知事会からの意見

地方分権改革推進委員会第2次勧告を踏まえ、保安施設事業施行地内等の施行に係る4号以下の民有林保安林指定解除に当たっての国への協議、同意を廃止すべきである。それ以外についても提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 1号～3号保安林の解除(法定受託事務)については、都道府県が基準に則り適正に事務を執行しており、かつ、本庁における事務処理体制に鑑みても、現場から離れ、限られた人数で、国が都道府県とは異なる視点で実質的な審査を行うのは困難であると考えられることから、地方自治法に基づく是正の指示等を適切に活用することとし、同意協議を廃止すべきであるが、この場合、何か具体的な支障があるのか。

○ 4号～11号保安林の保安施設事業施行地における保安林の解除(自治事務)については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の整理における、同意協議を許容するメルクマールに非該当であると考えられることから、同意協議を廃止すべきであるが、この場合、何か具体的な支障があるのか。

保安施設事業施行地の重要性は都道府県としても当然認識していることから、同意協議を廃止できない理由とはならない。(国費を投入している点については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の問題ではないか。)

○ 4号～11号保安林の保安施設事業施行地における保安林の解除(自治事務)について、是正の要求等国の一般的関与で足りるのではないか。足りないとすれば、その理由は何か。

○ 国土を保全し、国民の経済活動の基礎を保障することが国の役割である中、保安林はその一翼を担っている。この点を考慮せず、解除手続の期間短縮及び事務の簡素化・効率化の観点のみから、議論することは適当ではない。

○ 1～3号保安林は、大規模解除を行った場合、その受益の対象が広域にわたり国民経済に大きな影響を及ぼすおそれがある。また、保安施設事業の施行の必要性は、農林水産大臣が災害等の危険性が高い個所が周辺に与える影響を考慮して判断しているから、当該保安施設事業施行地を含む保安林を解除する場合も農林水産大臣がその適否を判断する必要がある。そのために森林法第26条の2第4項に基づく同意を要する協議が規定されているのであって、「同意を要する協議を行う解除案件は県と国で二重に審査しているので廃止すべき」との貴県のご意見は受け入れられない。

(別紙あり。全国知事会からの意見、専門部会からの指摘に対する回答を記載。)

(245)

【提案団体に対する回答】

- 国土を保全し、国民の経済活動の基礎を保障することが国の役割である中、保安林はその一翼を担っている。この点を考慮せず、解除手続の期間短縮及び事務の簡素化・効率化の観点のみから、議論することは適当ではない。
- 1～3号保安林は、大規模解除を行った場合、その受益の対象が広域にわたり国民経済に大きな影響を及ぼすおそれがある。また、保安施設事業の施行の必要性は、農林水産大臣が災害等の危険性が高い個所が周辺に与える影響を考慮して判断しているから、当該保安施設事業施行地を含む保安林を解除する場合も農林水産大臣がその適否を判断する必要がある。そのために森林法第26条の2第4項に基づく同意を要する協議が規定されているのであって、「同意を要する協議を行う解除案件は県と国で二重に審査しているので廃止すべき」との貴県のご意見は受け入れられない。

【全国知事会からの意見、専門部会からの指摘に対する回答】

- 仮に、森林法第26条の2第4項に基づく同意を要する協議を廃止して地方自治法に基づく是正の指示等を活用するとした場合、都道府県から保安林の解除が認められた後に国からは是正の指示等が出され、当該解除の申請者は、事業実施の準備を進めていたところ損害を被る。また、転用解除箇所を発生源として土砂崩壊が発生し、尊い国民の生命・財産が失われた場合には、社会的な問題が発生した後であり、その復旧・復興には多大な時間と労力が必要となる。さらに、是正の指示等に対する措置内容は都道府県に委ねられることとなるが、保安林の機能は広域にわたるため、単一の都道府県のみで判断を委ねることは適切でない。このため、地方自治法に基づく是正の指示や要求等ではなく、問題発覚以前に国が都道府県に是正措置を求められるよう、上記規定に基づき同意を要する協議を行う仕組みは存続させる必要がある。
- 保安施設事業施行地を含む4～7号保安林の解除に係る国への同意を要する協議は、地方分権推進計画（平成10年5月29日）において、メルクマール(C)「その他、個別の法律における必要性から特別に同意が必要とされる場合」に該当すると整理され、それ以降、論議されず現在に至っている。
- 保安施設事業は、山地災害の危険が高い箇所等、保安機能の維持・強化のために農林水産大臣が必要と認めて実施されるものであるところ、都道府県における保安林解除にあたっては、事業実施時に想定していた保安機能が引き続き維持されるかについての検討が必要。このケースにおいては、保安施設事業区に係る国の判断と都道府県の判断の間で整合性を確保しなければ、著しく支障が生じる。（地方分権改革推進委員会第3次勧告メルクマール(i)②参照）また、農林水産大臣は保安施設事業の

実施により国土の保全を図る責務を担っているため、都道府県に保安施設事業施行地に係る重要性の認識があるからといって、森林法第26条の2第4項第2号に基づく同意を要する協議を廃止する理由とすることは相当ではない。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

重点事項通番: 45

管理番号	819	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	知事権限に係る保安林解除(1ha又は5ha以上)に際しての大臣協議の廃止				
提案団体	兵庫県、京都府、大阪府、徳島県				
制度の所管・関係府省	農林水産省(林野庁)				

求める措置の具体的内容

知事権限の保安林(重要流域外における法第25条第1項第1号から第3号まで)の指定の解除については、現行では指定の理由の消滅(法第26条の2第1項)にあつては1ha以上、公益上の理由の解除(同条第2項)にあつては5ha以上の場合、大臣協議を必要とされているが、解除に際しての大臣協議を廃止すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現行】

これまで大臣権限の保安林の指定解除についても都道府県知事が国の委託を受けており、解除に必要な専門的知識を有している。

このため、大臣協議の必要な案件にあつても、地方自治法第250条の3第1項の規定による農林水産大臣の同意の基準等を定めて、都道府県知事がこれを基に審査を行い、形式的な補正作業はあつても最終的には権限者の都道府県知事に判断を委ねているのが実情である。

【制度改正の必要性】

都道府県毎の執行に大きな差異が生じかねないとの懸念は、上記の同意基準があるため問題はなく、仮に懸念があるとすれば、同意基準の内容充実で対応できる。

大規模解除案件が今後増加するものと見込まれることから、申請者をはじめ関係者から迅速な対応が求められる中、国における当該協議の標準処理期間は1ヵ月であり、都道府県における協議書作成時間を合わせると廃止により一層の事務の簡素化が図れる。

これまでの実績から協議制を廃止しても何ら支障は生じないと考える。

根拠法令等

森林法第26条の2第4項第1号、森林法施行令第3条の3

森林法第25条第1項第1号から第3号に掲げる目的を達成するための保安林は、水源の涵養、土砂の流出防備等を目的とし、その受益は広く流域に及ぶことから、その適正な整備は国土保全と国民の諸経済活動の基礎をなす「ナショナルミニマム」としての意義を有している。また、大規模な保安林の解除については流域の保全に広く影響を及ぼすものといえる。このため、都道府県知事が法定受託事務として、その指定・解除に関する権限を有する保安林であっても、一定規模以上の保安林の指定の解除については、国の同意を要する協議を行うことで、国土保全上の実効性を担保する必要があると考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

・これまでも都道府県知事は、大規模解除について、法定受託事務として慎重かつ厳格な対応を行っており、支障を及ぼす事態が発生したことがない。
 ・大規模解除について、国において影響を懸念されるのであれば、法定受託事務に基づく処理基準等を強化し、地域の実情に精通した都道府県知事が責任をもって対応することで担保は可能である。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 1号～3号保安林の解除(法定受託事務)については、都道府県が基準に則り適正に事務を執行しており、かつ、本庁における事務処理体制に鑑みても、現場から離れ、限られた人数で、国が都道府県とは異なる視点で実質的な審査を行うのは困難であると考えられることから、地方自治法に基づく是正の指示等を適切に活用することとし、同意協議を廃止すべきであるが、この場合、何か具体的な支障があるのか。

○ 4号～11号保安林の保安施設事業施行地における保安林の解除(自治事務)については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の整理における、同意協議を許容するメルクマールに非該当であると考えられることから、同意協議を廃止すべきであるが、この場合、何か具体的な支障があるのか。
 保安施設事業施行地の重要性は都道府県としても当然認識していることから、同意協議を廃止できない理由とはならない。(国費を投入している点については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の問題ではないか。)

○ 4号～11号保安林の保安施設事業施行地における保安林の解除(自治事務)について、是正の要求等国の一般的関与で足りるのではないか。足りないとすれば、その理由は何か。

○ 国土を保全し、国民の経済活動の基礎を保障することが国の役割である中、保安林はその一翼を担っている。この点を考慮せず、解除手続の期間短縮及び事務の簡素化・効率化の観点のみから、議論することは適当ではない。

○ 1～3号保安林は、大規模解除を行った場合、その受益の対象が広域にわたり国民経済に大きな影響を及ぼすおそれがある。そのために森林法第26条の2第4項に基づく同意を要する協議が規定されているのであって、「処理基準等を強化することにより、国への同意を要する協議は廃止すべき」との貴県のご意見は受け入れられない。

なお、転用に係る保安林の解除については、解除基準を定めて、審査の中立性・透明性を確保している。一方で、各々の保安林は、自然的条件や周辺の社会的条件によっても果たす機能や役割、これを解除した場合の影響等が大きく異なるため、解除権限を国と都道府県に分担し、それぞれの裁量判断に委ねている面がある。このため、統一的・全国的な視点に立って解除基準の詳細化を図ることは現実的にみて困難である。

(別紙あり。専門部会からの指摘に対する回答を記載。)

(819)

【提案団体に対する回答】

- 国土を保全し、国民の経済活動の基礎を保障することが国の役割である中、保安林はその一翼を担っている。この点を考慮せず、解除手続の期間短縮及び事務の簡素化・効率化の観点のみから、議論することは適当ではない。
- 1～3号保安林は、大規模解除を行った場合、その受益の対象が広域にわたり国民経済に大きな影響を及ぼすおそれがある。そのために森林法第26条の2第4項に基づく同意を要する協議が規定されているのであって、「処理基準等を強化することにより、国への同意を要する協議は廃止すべき」との貴県のご意見は受け入れられない。
なお、転用に係る保安林の解除については、解除基準を定めて、審査の中立性・透明性を確保している。一方で、各々の保安林は、自然的条件や周辺の社会的条件によっても果たす機能や役割、これを解除した場合の影響等が大きく異なるため、解除権限を国と都道府県に分担し、それぞれの裁量判断に委ねている面がある。このため、統一的・全国的な視点に立って解除基準の詳細化を図ることは現実的にみて困難である。

【専門部会からの指摘に対する回答】

- 仮に、森林法第26条の2第4項に基づく同意を要する協議を廃止して地方自治法に基づく是正の指示等を活用するとした場合、都道府県から保安林の解除が認められた後に国から是正の指示等が出され、当該解除の申請者は、事業実施の準備を進めていたところ損害を被る。また、転用解除箇所を発生源として土砂崩壊が発生し、尊い国民の生命・財産が失われた場合には、社会的な問題が発生した後であり、その復旧・復興には多大な時間と労力が必要となる。さらに、是正の指示等に対する措置内容は都道府県に委ねられることとなるが、保安林の機能は広域にわたるため、単一の都道府県のみ判断を委ねることは適切でない。このため、地方自治法に基づく是正の指示や要求等ではなく、問題発覚以前に国が都道府県に是正措置を求められるよう、上記規定に基づき同意を要する協議を行う仕組みは存続させる必要がある。
- 保安施設事業施行地を含む4～7号保安林の解除に係る国への同意を要する協議は、地方分権推進計画（平成10年5月29日）において、メルクマール(C)「その他、個別の法律における必要性から特別に同意が必要とされる場合」に該当すると整理され、それ以降、論議されず現在に至っている。
- 保安施設事業は、山地災害の危険が高い箇所等、保安機能の維持・強化のために農林水産大臣が必要と認めて実施されるものであるところ、都道府県における保安林解除にあたっては、事業実施時に想定していた保安機能が引き続き維持されるかについて

での検討が必要。このケースにおいては、保安施設事業区に係る国の判断と都道府県の判断の間で整合性を確保しなければ、著しく支障が生じる。（地方分権改革推進委員会第3次勧告メルクマール（i）②参照）また、農林水産大臣は保安施設事業の実施により国土の保全を図る責務を担っているため、都道府県に保安施設事業施行地に係る重要性の認識があるからといって、森林法第26条の2第4項第2号に基づく同意を要する協議を廃止する理由とすることは相当ではない。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

重点事項通番: 45

管理番号 提案区分 提案分野

提案事項
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

求める措置の具体的内容

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

根拠法令等

保安施設事業等は、山地災害の危険が高い箇所等、保安機能の維持・強化が特に必要な保安林等で実施するものである。このため、保安施設事業等を実施した保安林の解除にあたっては、水源の涵養または災害の防備といった保安林の機能が引き続き維持されるかについて、流域保全の観点も含め慎重に検討する必要があることから、国の同意を要する協議が必要である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

都道府県の執行については、地方自治法第245条の4に基づく技術的な助言として示された「保安林及び保安施設地区の指定、解除等の取扱いについて」(最終改正:平成25年4月1日付け24林整治第2742号 林野庁長官から各都道府県知事宛通知)に基づいて各都道府県が定めた基準に従い、適正な審査を行っている。

また、国が流域保全の観点を技術的な助言として都道府県に示すことで、県は前記と同様に適切な執行が可能であることから、国への協議は廃止すべき。(なお、流域が都道府県にまたがる場合を除く。)

全国知事会からの意見

地方分権改革推進委員会第2次勧告を踏まえ、保安施設事業施行地内等の施行に係る4号以下の民有林保安林指定解除に当たっての国への協議、同意を廃止するべきである。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 1号～3号保安林の解除(法定受託事務)については、都道府県が基準に則り適正に事務を執行しており、かつ、本庁における事務処理体制に鑑みても、現場から離れ、限られた人数で、国が都道府県とは異なる視点で実質的な審査を行うのは困難であると考えられることから、地方自治法に基づく是正の指示等を適切に活用することとし、同意協議を廃止すべきであるが、この場合、何か具体的な支障があるのか。

○ 4号～11号保安林の保安施設事業施行地における保安林の解除(自治事務)については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の整理における、同意協議を許容するメルクマールに非該当であると考えられることから、同意協議を廃止すべきであるが、この場合、何か具体的な支障があるのか。

保安施設事業施行地の重要性は都道府県としても当然認識していることから、同意協議を廃止できない理由とはならない。(国費を投入している点については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の問題ではないか。)

○ 4号～11号保安林の保安施設事業施行地における保安林の解除(自治事務)について、是正の要求等国の一般的関与で足りるのではないか。足りないとすれば、その理由は何か。

○ 国土を保全し、国民の経済活動の基礎を保障することが国の役割である中、保安林はその一翼を担っており、また、保安施設事業は保安林機能を補完するために農林水産大臣が必要性を判断して実施されるものである。この点を考慮せず、事務の簡素化の観点のみから、議論することは適当ではない。

○ 保安施設事業の施行の必要性は、農林水産大臣が災害等の危険性が高い個所が周辺に与える影響を考慮して判断していることから、当該保安施設事業施行地を含む保安林を解除する場合も農林水産大臣がその適否を判断する必要がある。そのために森林法第26条の2第4項第2号に基づく同意を要する協議が規定されているのであって、「流域保全の観点を技術的な助言として都道府県に示すことにより、国への協議は廃止すべき」との貴県のご意見は受け入れられない。

なお、転用に係る保安林の解除については、解除基準を定めて、審査の中立性・透明性を確保している。一方で、各々の保安林は、自然的条件や周辺の社会的条件によっても果たす機能や役割、これを解除した場合の影響等が大きく異なるため、解除権限を国と都道府県に分担し、それぞれの裁量判断に委ねている面がある。このため、統一的・全国的な視点に立って解除基準の詳細化を図ることは現実的にみて困難である。

(別紙あり。全国知事会からの意見、専門部会からの指摘に対する回答を記載。)

(964)

【提案団体に対する回答】

- 国土を保全し、国民の経済活動の基礎を保障することが国の役割である中、保安林はその一翼を担っており、また、保安施設事業は保安林機能を補完するために農林水産大臣が必要性を判断して実施されるものである。この点を考慮せず、事務の簡素化の観点のみから、議論することは適当ではない。
- 保安施設事業の施行の必要性は、農林水産大臣が災害等の危険性が高い個所が周辺に与える影響を考慮して判断していることから、当該保安施設事業施行地を含む保安林を解除する場合も農林水産大臣がその適否を判断する必要がある。そのために森林法第26条の2第4項第2号に基づく同意を要する協議が規定されているのであって、「流域保全の観点を技術的な助言として都道府県に示すことにより、国への協議は廃止すべき」との貴県のご意見は受け入れられない。

なお、転用に係る保安林の解除については、解除基準を定めて、審査の中立性・透明性を確保している。一方で、各々の保安林は、自然的条件や周辺の社会的条件によっても果たす機能や役割、これを解除した場合の影響等が大きく異なるため、解除権限を国と都道府県に分担し、それぞれの裁量判断に委ねている面がある。このため、統一的・全国的な視点に立って解除基準の詳細化を図ることは現実的にみて困難である。

【全国知事会からの意見、専門部会からの指摘に対する回答】

- 仮に、森林法第26条の2第4項に基づく同意を要する協議を廃止して地方自治法に基づく是正の指示等を活用するとした場合、都道府県から保安林の解除が認められた後に国から是正の指示等が出され、当該解除の申請者は、事業実施の準備を進めていたところ損害を被る。また、転用解除箇所を発生源として土砂崩壊が発生し、尊い国民の生命・財産が失われた場合には、社会的な問題が発生した後であり、その復旧・復興には多大な時間と労力が必要となる。さらに、是正の指示等に対する措置内容は都道府県に委ねられることとなるが、保安林の機能は広域にわたるため、単一の都道府県のみ判断を委ねることは適切でない。このため、地方自治法に基づく是正の指示や要求等ではなく、問題発覚以前に国が都道府県に是正措置を求められるよう、上記規定に基づき同意を要する協議を行う仕組みは存続させる必要がある。
- 保安施設事業施行地を含む4～7号保安林の解除に係る国への同意を要する協議は、地方分権推進計画（平成10年5月29日）において、メルクマール(C)「その他、個別の法律における必要性から特別に同意が必要とされる場合」に該当すると整理され、それ以降、論議されず現在に至っている。

- 保安施設事業は、山地災害の危険が高い箇所等、保安機能の維持・強化のために農林水産大臣が必要と認めて実施されるものであるところ、都道府県における保安林解除にあたっては、事業実施時に想定していた保安機能が引き続き維持されるかについての検討が必要。このケースにおいては、保安施設事業区に係る国の判断と都道府県の判断の間で整合性を確保しなければ、著しく支障が生じる。（地方分権改革推進委員会第3次勧告メルクマール（i）②参照）また、農林水産大臣は保安施設事業の実施により国土の保全を図る責務を担っているため、都道府県に保安施設事業施行地に係る重要性の認識があるからといって、森林法第26条の2第4項第2号に基づく同意を要する協議を廃止する理由とすることは相当ではない。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

重点事項通番: 44

管理番号	193	提案区分	A 権限移譲	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	重要流域における民有林の保安林の指定・解除及び指定施業要件の変更に関する事務・権限の移譲				
提案団体	和歌山県、大阪府				
制度の所管・関係府省	農林水産省(林野庁)				

求める措置の具体的内容

重要流域※における民有林の保安林の指定・解除及び指定施業要件の変更に係る事務・権限については、都道府県に移譲する。

※重要流域とは、2以上の都府県の区域にわたる河川流域

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

保安林の指定・解除及び指定施業要件の変更に係る事務・権限は、地方分権一括法施行(平成12年)により農林水産大臣から都道府県知事へ一部権限移譲され、民有林のうち①水源涵養②土砂流出防備③土砂崩壊防備の重要流域内は農林水産大臣(直接執行事務)、①②③の重要流域以外は都道府県知事(法定受託事務)、それ以外の保安林は都道府県知事(自治事務)となっている。

また、保安林の指定・解除及び指定施業要件の変更を農林水産大臣に申請する場合には、その森林に所在地を所管する都道府県知事は遅滞なくその申請書を農林水産大臣に進達しなければならないこととなっている。

上記①②③の重要流域内の保安林指定・解除及び指定施業要件の変更の権限を都道府県に移譲することにより、国が申請書を受理してから予定通知の施行までの期間(標準処理期間90日)が無くなることとなり、申請から指定までに要する期間は大幅に短縮されるものと考えられる。

また、現行でも県経由の際、県においても国と同様の審査をしたうえで申請書の進達を行っていることから、移譲後も都道府県において審査を遺漏なく実施することは可能である。

根拠法令等

“森林法第25条、第25条の2、第26条、第26条の2第1項、2の第2項、2の第3項、2の第4項、第27条の第1項、第2項、第3項、第32条の第1項、第2項、第3項、第33条の2、第33条の3第44条”

水源の涵養、土砂の流出の防備等を目的とする保安林の受益範囲は広く流域に及び、その適正な整備は、国土を保全し、国民の経済活動の基礎をなす「ナショナルミニマム」としての意義を有する。

このうち、2以上の都道府県の区域にわたる流域その他の国土の保全又は国民経済上特に重要な流域については、水源の涵養、土砂の流出の防備等の根幹部分をなすことから、従来どおり国の直接事務とすることが適当であると考ええる。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

御懸念の「ナショナルミニマム」の確保については、国が法令等で重要流域に関する指定等の「基準」を示すことにより、都道府県の事務実施について一定の水準を保つことは可能ではないか。

なお、現行でも、重要流域の1～3号保安林以外の保安林の指定等については都道府県知事権限となっており同一の基準で審査しており、重要流域の1～3号保安林についても同様に都道府県知事の権限としたとしても、直ちに事務実施に支障が出るとは考えられない。よって、国が法令等で重要流域に関する指定等に関する「基準」を新たに示すことで重要流域の1～3号保安林の指定等事務・権限を都道府県が行うことは十分可能である。

また、権限移譲により、国の審査に要する期間が無くなれば、より一層事務の簡素化及び迅速化が図られ、申請者の負担軽減につながると考えられる。

以上のことから、同事務・権限については、都道府県に移譲すべき。

全国知事会からの意見

重要流域における1号～3号民有保安林指定の解除権限については、手挙げ方式により法定受託事務として都道府県に移譲するべきである。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 重要流域の1～3号保安林について、「ナショナルミニマム」を保つ必要性があるとしても、現行でも都道府県が実質的な審査を担っていることから、法定受託事務とした上で、国との同意協議を設けるなど、国の関与を担保することにより、権限移譲すべきではないか。この場合、何か具体的な支障があるのか。

仮に、都道府県ごとの判断に差異が生じるという懸念があるとするれば、解除基準を明確化することで対応できるのではないか。

○ 本庁における事務処理体制は、職員が5～6人とのことであったが、年間400～500件の大規模解除案件に対し、職員一人当たりでは年間80～100件を扱っていると考えられる。書類審査以外の現地調査など、実質的な審査を行うのは困難ではないか。

○ 保安林の指定、解除が、河川管理と関わるとしても、都道府県が河川管理者と十分な連携を取れば足りるのではないか。

また、実態として、個々の解除の判断に当たり、河川管理者との協議は行っているのか。実態として行っていないのであれば、河川の管理主体と保安林の指定、解除に係る主体を一致させる必要はないのではないか。

○ 少なくとも、「公益上の理由」による解除のうち、例えば一般的な解除理由である道路開設については、各都道府県においても審査が積み重ねられ、ノウハウが蓄積されていると考えられることから、権限移譲すべきではないか。この場合、何か具体的な支障があるのか。

○ 現行法制上、幅員4m以下の林道開設等は、知事許可である保安林内作業許可で行うことができる。保安林内作業許可と保安林の指定解除は、趣旨・性質が異なるとはいえ、立木を伐採するという点では、治山治水上の影響は同じである。したがって、流域に及ぼす影響が小さいと考えられる一定面積以下の小規模な事案や一定の種類の軽微な工事に係る解除権限については、都道府県に移譲すべきではないか。この場合、何か具体的な支障があるのか。

○ 二級河川については、現行制度上も河川管理は都道府県で行っており、2つの都府県にまたがる二級河川の重要流域については、流域の都府県が揃って手を挙げれば重要流域の指定を外し、保安林の指定、解除権限を移譲すべきではないか。この場合、何か具体的な支障があるのか。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

○ 1～3号保安林は水源の涵養や土砂の流出・崩壊防備を目的とし、その受益の対象が広範囲に及ぶことから、その指定・解除には「ナショナルミニマム」として国が責任を負うことになる。この点を考慮せず、事務の簡素化の観点のみから、指定・解除権限の移譲について議論することは適当ではない。

○ 転用に係る保安林の解除については、解除基準を定めて、審査の中立性・透明性を確保している。一方で、各々の保安林は、自然的条件や周辺の社会的条件によっても果たす機能や役割、これを解除した場合の影響等が大きく異なるため、全国218の「流域」を災害等が発生した場合に周辺に与える影響の大きさに応じて「重要流域」とそれ以外に区分するなどして、解除権限を国と都道府県に分担し、それぞれの裁量判断に委ねている面がある。このようなことから、統一的・全国的な視点に立つて解除基準の詳細化を図ることは現実的にみて困難である。

(別紙あり。全国知事会からの意見、専門部会からの指摘に対する回答を記載。)

(193)

【提案団体に対する回答】

- 1～3号保安林は水源の涵養や土砂の流出・崩壊防備を目的とし、その受益の対象が広範囲に及ぶことから、その指定・解除には「ナショナルミニマム」として国が責任を負うことになる。この点を考慮せず、事務の簡素化の観点のみから、指定・解除権限の移譲について議論することは適当ではない。
- 転用に係る保安林の解除については、解除基準を定めて、審査の中立性・透明性を確保している。一方で、各々の保安林は、自然的条件や周辺の社会的条件によっても果たす機能や役割、これを解除した場合の影響等が大きく異なるため、全国218の「流域」を災害等が発生した場合に周辺に与える影響の大きさに応じて「重要流域」とそれ以外に区分するなどして、解除権限を国と都道府県に分担し、それぞれの裁量判断に委ねている面がある。このようなことから、統一的・全国的な視点に立って解除基準の詳細化を図ることは現実的にみて困難である。

【全国知事会からの意見、専門部会からの指摘に対する回答（提案団体からの意見に対する回答と重複するものを除く）】

- 重要流域に所在する1～3号保安林の指定・解除は、以下の理由から、引き続き国の直接執行事務とすべきである。
 - ① 重要流域に所在する1～3号保安林の適正な配備は、国土を保全し国民の経済活動の基礎をなす「ナショナルミニマム」としての意義を有している。とりわけ、国土保全上又は国民経済上特に重要な「重要流域」の保全は、1～3号保安林の機能の根幹的部分をなすものであるから、国の直接的な関与が必要である。
 - ② 統一的・全国的な視野に立って適正な保安林の配備を行うことは国の責務である。このため、農林水産大臣がたてる全国森林計画において、保安林として管理すべき面積を計画しているところである。仮に、重要流域の1～3号保安林の指定・解除権限を都道府県に移譲した場合、ナショナルミニマムとして全国的な観点から保安林の適正な配備を行うことができず、国の責務を十全に果たせないおそれがある。
- 審査に必要な現地調査は、その一部を林野庁から都道府県に委託して実施し、大規模な解除案件等については、必要に応じて林野庁担当者が現地調査を行っており、これまで大きな問題が生じたことはない。
- 明治29年から30年に河川法、森林法、砂防法のいわゆる治水三法が制定されて以来、国土保全施策は、三位一体となって実施され、流域の保全を図っているも

のである。また、保安林の「重要流域」と河川の「一級水系」は共に国土保全上又は国民経済上特に重要な区域であることから、重要流域の1～3号保安林と一級河川に係る権限は共に国が有している。このため、重要流域の1～3号保安林の指定・解除の権限移譲は、一級河川の都道府県への移管に合わせて行うこととしている。

したがって、「都道府県と河川管理者が十分に連携を図れば、保安林の指定・解除権限を移譲できるのではないか」とのご指摘は、的を射ていないと考える。

- 開発区域に降った雨水は必ず河川に流れ込むので、転用に係る保安林解除に際し、河川管理者と協議することとしている。

なお、河川管理者との協議の結果、開発に伴い増加する流出量（ピーク流量）を安全に流下させることができないと判断された場合には、事業者は、洪水調整池を設置し、開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下まで調整することが必要となる。

- 道路開設に限って都道府県に権限移譲するというご提案は、以下の理由から受け入れることはできない。

- ① 保安林の指定・解除権限は、農林水産大臣又は都道府県知事の裁量判断に委ねられている一般処分であって、本来、その権限は同一者に属させるべきであり、解除権限のみを都道府県知事に移譲することは、責任の所在が曖昧になり、採用すべきでない。

- ② 保安林の指定・解除は、保安林が周辺にもたらす影響の大きさに応じて「重要流域」とそれ以外に区分するなどして、権限を国と都道府県で分担している。したがって、道路開設という事業目的に着目して、解除権限のみを都道府県に移譲することは、保安林制度の趣旨・理念に合致しない。

- ③ 例えば、ダム建設等の公共工事の場合、事業者が本体工事等のほかに道路の付け替え工事等を実施するための解除申請者になるケースがある。仮に、ご提案の方法を採用した場合、事業者は、道路とそれ以外を分けて、それぞれ都道府県と国に申請し、審査を受けることになるため、事業者の事務が煩雑になるとともに、審査を行う都道府県と国の間で各種調整が必要となり、かえって事務の迅速化・簡素化に逆行する。

- ④ また、高速道路が建設される場合、道路自体がトンネルや橋梁の工事を含む大規模な工事になるほか、パーキングエリア等道路以外の施設工事もあるため、事前相談や審査時の補正が多く見られる。したがって、道路建設全般について、いずれの都道府県でも審査に係るノウハウが蓄積されているとは言えない。

- ⑤ トンネル工事や橋梁工事は鉄道建設でも行われる工事であるなど、実態上、道路建設とそれ以外の開発とを区分することは困難であり、公平性の観点から、採用できない。
- 一定面積以下の保安林解除権限を都道府県へ移譲することは、以下の理由から困難である。
 - ① 保安林の指定・解除は、農林水産大臣又は都道府県知事の裁量判断に委ねられている一般処分であって、本来、その権限は同一者に属させるべきであり、解除権限のみを都道府県に移譲することは、責任の所在が曖昧になり、採用すべきでない。
 - ② 保安林の指定・解除は、保安林が周辺にもたらす影響の大きさに応じて「重要流域」とそれ以外に区分するなどして、権限を国と都道府県に分担している。したがって、解除面積の大きさや工事の内容の違いによって解除権限のみを区分しようとすることは、保安林制度の趣旨・理念に合致しない。
 - ③ 保安林の水源涵養や土砂流出防備等の機能は、面的な配置により、集水区域内の他の周辺地と一体となって機能を発揮する。このため、保安林解除を必要とする複数の工事がほぼ同時期に同一集水区域内で行われる場合、一体性がある開発行為として取り扱われる。この点、仮に、一定面積以下の解除案件について都道府県に権限移譲とした場合、工事の途中などで同一集水区域内の解除面積がその面積規模を超えると、当該案件は国の審査・処分に移ることになり、また、その逆の場合もあり得ることになる。したがって、ご提案の方法では、申請者にとって手続きが煩雑になるなど、事務の迅速化・簡素化にかえて逆行することになる。
- 二都府県にまたがる二級河川の重要流域の保安林の指定・解除権限を都道府県に移譲することは、以下の理由から困難である。
 - ① 国土保全又は国民経済上特に重要とされる重要流域の保全は、流域保全保安林の根幹をなすものであるから、国の直接的な関与が必要である。
 - ② 仮に、重要流域の1～3号保安林の指定・解除権限を都道府県に移譲すると、ナショナルミニマムとして全国的な観点から、適正な保安林の配置を行うという国の責務を十全に果たせないおそれがある。
 - ③ 例えば、廃棄物処分場や原子力発電所など、関係都府県の利害関係が相反する案件の場合、調整が困難になるとともに、事務手続きが煩雑となり、事務の複雑化・長期化が予想され、事務の迅速化・簡素化にかえて逆行することとなる。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

重点事項通番: 44

管理番号	198	提案区分	A 権限移譲	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	保安林の指定、解除等の権限の移譲				
提案団体	奈良県				
制度の所管・関係府省	農林水産省(林野庁)				

求める措置の具体的内容

大臣権限である重要流域における1～3号保安林の指定、解除等を知事権限とすること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の経緯】

- ・大臣権限である保安林の指定、解除等については、国の審査、国からの予定通知、確定通知等の手続きがあり、指定や解除等の確定に相当の期間を要する。
- ・昨今、保安林の指定、解除等の事務処理については、迅速な手続きが求められている。
- ・全体の9割以上を占める大臣権限により行われている重要流域の1号～3号保安林の指定、解除等の手続きが、知事権限となれば、処理までの期間を短縮することが可能となる。
- ・保安林の解除を伴う公共工事についても、これまでより早期に着工することが可能となる。

【具体的な効果】

- ・指定の確定告示までの期間:
大臣権限(H25実績平均)約280日→知事権限(H25実績平均)約80日
- ・解除の確定告示までの期間:
大臣権限(H25実績平均)約1年→知事権限(H25実績平均)約6ヶ月
- ・指定施業要件の変更の確定告示までの期間:
大臣権限(H25実績平均)約280日→知事権限(H25実績平均)約80日

【制度改正に伴う問題の有無】

- ・大臣権限における国の審査については、県が内容審査し進達しているため、実体は形式審査となっている。また、大臣権限と知事権限の指定、解除等の基準に差はない。
- ・既に重要流域以外の1号～3号保安林や、4号以下のその他の保安林については、知事権限で保安林の指定、解除等を行っており、重要流域における1～3号における権限を知事に移譲しても国土保全の根幹を揺るがすとは考えがたい。

根拠法令等

森林法第25条第1項、第26条第1項、第33条の2第1項、第196条の2

水源の涵養、土砂の流出の防備等を目的とする保安林の受益範囲は広く流域に及び、その適正な整備は、国土を保全し、国民の経済活動の基礎をなす「ナショナルミニマム」としての意義を有する。

このうち、2以上の都道府県の区域にわたる流域その他の国土の保全又は国民経済上特に重要な流域については、水源の涵養、土砂の流出の防備等の根幹部分をなすことから、従来どおり国の直接事務とすることが適当であると考ええる。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

- ・現在、2以上の都道府県の区域にわたる流域その他の国土の保全又は国民経済上特に重要な流域については、水源の涵養、土砂の流出の防備等の根幹部分をなすことから国が直接事務を行っているが、その国の審査については、県が内容審査し進達しているため、実体は形式審査となっている。また、大臣権限と知事権限の指定、解除等の基準に差違はない。
- ・既に重要流域以外の1号～3号保安林や、4号以下のその他の保安林については、知事権限で保安林の指定、解除等を行っているが、適正な整備が損なわれることはない。
- ・1～3号における権限を知事に移譲しても、そのことにより、水源の涵養、土砂の流出の防備等を目的とする保安林の適正な整備が損なわれるとは、考え難い。
- ・権限委譲を行うことにより、手続きの迅速化が図れるため、国民に対してメリットが生じることとなる。
- ・以上により、従来どおり国の直接事務とするのではなく、都道府県知事に権限委譲することが適当であると考ええる。

全国知事会からの意見

重要流域における1号～3号民有保安林指定の解除権限については、手挙げ方式により法定受託事務として都道府県に移譲するべきである。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

- 重要流域の1～3号保安林について、「ナショナルミニマム」を保つ必要があるとしても、現行でも都道府県が実質的な審査を担っていることから、法定受託事務とした上で、国との同意協議を設けるなど、国の関与を担保することにより、権限移譲すべきではないか。この場合、何か具体的な支障があるのか。
仮に、都道府県ごとの判断に差異が生じるという懸念があるとすれば、解除基準を明確化することで対応できるのではないか。
- 本庁における事務処理体制は、職員が5～6人とのことであったが、年間400～500件の大規模解除案件に対し、職員一人当たりでは年間80～100件を扱っていると考えられる。書類審査以外の現地調査など、実質的な審査を行うのは困難ではないか。
- 保安林の指定、解除が、河川管理と関わるとしても、都道府県が河川管理者と十分な連携を取れば足りるのではないか。
また、実態として、個々の解除の判断に当たり、河川管理者との協議は行っているのか。実態として行っていないのであれば、河川の管理主体と保安林の指定、解除に係る主体を一致させる必要はないのではないか。
- 少なくとも、「公益上の理由」による解除のうち、例えば一般的な解除理由である道路開設については、各都道府県においても審査が積み重ねられ、ノウハウが蓄積されていると考えられることから、権限移譲すべきではないか。この場合、何か具体的な支障があるのか。
- 現行法制上、幅員4m以下の林道開設等は、知事許可である保安林内作業許可で行うことができる。保

安林内作業許可と保安林の指定解除は、趣旨・性質が異なるとはいえ、立木を伐採するという点では、治山治水上の影響は同じである。したがって、流域に及ぼす影響が小さいと考えられる一定面積以下の小規模な事案や一定の種類 of 軽微な工事に係る解除権限については、都道府県に移譲すべきではないか。この場合、何か具体的な支障があるのか。

○ 二級河川については、現行制度上も河川管理は都道府県で行っており、2つの都府県にまたがる二級河川の重要流域については、流域の都府県が揃って手を挙げれば重要流域の指定を外し、保安林の指定、解除権限を移譲すべきではないか。この場合、何か具体的な支障があるのか。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

○ 1～3号保安林は水源の涵養や土砂の流出・崩壊防備を目的とし、その受益の対象が広範囲に及ぶことから、その指定・解除には「ナショナルミニマム」として国が責任を負うことになる。この点を考慮せず、事務の簡素化の観点のみから、指定・解除権限の移譲について議論することは適当ではない。

○ 大臣権限保安林の国での解除審査では、9割を超える案件で補正が生じており、国の審査は形式的なものとはなっていない。都道府県に権限移譲を行った場合、審査内容が不十分なまま解除される等の事案の発生が懸念される。

○ 重要流域に所在する1～3号保安林の指定・解除は、以下の理由から、引き続き国の直接執行事務とすべきである。

① 重要流域に所在する1～3号保安林の適正な配備は、国土を保全し国民の経済活動の基礎をなす「ナショナルミニマム」としての意義を有している。とりわけ、国土保全上又は国民経済上特に重要な「重要流域」の保全は、1～3号保安林の機能の根幹的部分をなすものであるから、国の直接的な関与が必要である。

② 統一的・全国的な視野に立って適正な保安林の配備を行うことは国の責務である。このため、農林水産大臣がたてる全国森林計画において、保安林として管理すべき面積を計画しているところである。仮に、重要流域の1～3号保安林の指定・解除権限を都道府県に移譲した場合、ナショナルミニマムとして全国的な観点から保安林の適正な配備を行うことができず、国の責務を十全に果たせないおそれがある。

(別紙あり。全国知事会からの意見、専門部会からの指摘に対する回答を記載。)

(198)

【提案団体に対する回答】

○ 1～3号保安林は水源の涵養や土砂の流出・崩壊防備を目的とし、その受益の対象が広範囲に及ぶことから、その指定・解除には「ナショナルミニマム」として国が責任を負うことになる。この点を考慮せず、事務の簡素化の観点のみから、指定・解除権限の移譲について議論することは適当ではない。

○ 大臣権限保安林の国での解除審査では、9割を超える案件で補正が生じており、国の審査は形式的なものとはなっていない。都道府県に権限移譲を行った場合、審査内容が不十分なまま解除される等の事案の発生が懸念される。

○ 重要流域に所在する1～3号保安林の指定・解除は、以下の理由から、引き続き国の直接執行事務とすべきである。

① 重要流域に所在する1～3号保安林の適正な配備は、国土を保全し国民の経済活動の基礎をなす「ナショナルミニマム」としての意義を有している。とりわけ、国土保全上又は国民経済上特に重要な「重要流域」の保全は、1～3号保安林の機能の根幹的部分をなすものであるから、国の直接的な関与が必要である。

② 統一的・全国的な視野に立って適正な保安林の配備を行うことは国の責務である。このため、農林水産大臣がたてる全国森林計画において、保安林として管理すき面積を計画しているところである。仮に、重要流域の1～3号保安林の指定・解除権限を都道府県に移譲した場合、ナショナルミニマムとして全国的な観点から保安林の適正な配備を行うことができず、国の責務を十全に果たせないおそれがある。

【全国知事会からの意見、専門部会からの指摘に対する回答（提案団体からの意見に対する回答と重複するものを除く）】

○ 転用に係る保安林の解除については、解除基準を定めて、審査の中立性・透明性を確保している。一方で、各々の保安林は、自然的条件や周辺の社会的条件によっても果たす機能や役割、これを解除した場合の影響等が大きく異なるため、全国218の「流域」を災害等が発生した場合に周辺に与える影響の大きさに応じて「重要流域」とそれ以外に区分するなどして、解除権限を国と都道府県に分担し、それぞれの裁量判断に委ねている面がある。このため、統一的・全国的な視点に立って解除基準の詳細化を図ることは現実的にみて困難である。

○ 審査に必要な現地調査は、その一部を林野庁から都道府県に委託して実施し、大規模な解除案件等については、必要に応じて林野庁担当者が現地調査を行っており、これまで大きな問題が生じたことはない。

- 明治29年から30年に河川法、森林法、砂防法のいわゆる治水三法が制定されて以来、国土保全施策は、三位一体となって実施され、流域の保全を図っているものである。また、保安林の「重要流域」と河川の「一級水系」は共に国土保全上又は国民経済上特に重要な区域であることから、重要流域の1～3号保安林と一級河川に係る権限は共に国が有している。このため、重要流域の1～3号保安林の指定・解除の権限移譲は、一級河川の都道府県への移管に合わせて行うこととしている。

したがって、「都道府県と河川管理者が十分に連携を図れば、保安林の指定・解除権限を移譲できるのではないか」とのご指摘は、的を射ていないと考える。

- 開発区域に降った雨水は必ず河川に流れ込むので、転用に係る保安林解除に際し、河川管理者と協議することとしている。

なお、河川管理者との協議の結果、開発に伴い増加する流出量（ピーク流量）を安全に流下させることができないと判断された場合には、事業者は、洪水調整池を設置し、開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下まで調整することが必要となる。

- 道路開設に限って都道府県に権限移譲するというご提案は、以下の理由から受け入れることはできない。

- ① 保安林の指定・解除権限は、農林水産大臣又は都道府県知事の裁量判断に委ねられている一般処分であって、本来、その権限は同一者に属させるべきであり、解除権限のみを都道府県知事に移譲することは、責任の所在が曖昧になり、採用すべきでない。
- ② 保安林の指定・解除は、保安林が周辺にもたらす影響の大きさに応じて「重要流域」とそれ以外に区分するなどして、権限を国と都道府県で分担している。したがって、道路開設という事業目的に着目して、解除権限のみを都道府県に移譲することは、保安林制度の趣旨・理念に合致しない。
- ③ ダム建設等の公共工事の場合、事業者が本体工事等のほかに道路の付け替え工事等を実施するための解除申請者になるケースがある。仮に、ご提案の方法を採用した場合、事業者は、道路とそれ以外を分けて、それぞれ都道府県と国に申請し、審査を受けることになるため、事業者の事務が煩雑になるとともに、審査を行う都道府県と国の間で各種調整が必要となり、かえって事務の迅速化・簡素化に逆行する。
- ④ 高速道路が建設される場合、道路自体がトンネルや橋梁の工事を含む大規模な工事になるほか、パーキングエリア等道路以外の施設工事もあるため、事前相談

や審査時の補正が多く見られる。したがって、道路建設全般について、いずれの都道府県でも審査に係るノウハウが蓄積されているとは言えない。

- ⑤ トンネル工事や橋梁工事は鉄道建設でも行われる工事であるなど、実態上、道路建設とそれ以外の開発とを区分することは困難であり、公平性の観点から、採用できない。
- 一定面積以下の保安林解除権限を都道府県へ移譲することは、以下の理由から困難である。
- ① 保安林の指定・解除は、農林水産大臣又は都道府県知事の裁量判断に委ねられている一般処分であって、本来、その権限は同一者に属させるべきであり、解除権限のみを都道府県に移譲することは、責任の所在が曖昧になり、採用すべきでない。
 - ② 保安林の指定・解除は、保安林が周辺にもたらす影響の大きさに応じて「重要流域」とそれ以外に区分するなどして、権限を国と都道府県に分担している。したがって、解除面積の大きさや工事の内容の違いによって解除権限のみを区分しようとすることは、保安林制度の趣旨・理念に合致しない。
 - ③ 保安林の水源涵養や土砂流出防備等の機能は、面的な配置により、集水区域内の他の周辺地と一体となって機能を発揮する。このため、保安林解除を必要とする複数の工事がほぼ同時期に同一集水区域内で行われる場合、一体性がある開発行為として取り扱われる。この点、仮に、一定面積以下の解除案件について都道府県に権限移譲とした場合、工事の途中などで同一集水区域内の解除面積がその面積規模を超えると、当該案件は国の審査・処分に移ることになり、また、その逆の場合もあり得ることになる。したがって、ご提案の方法では、申請者にとって手続きが煩雑になるなど、事務の迅速化・簡素化にかえて逆行することになる。
- 二都府県にまたがる二級河川の重要流域の保安林の指定・解除権限を都道府県に移譲することは、以下の理由から困難である。
- ① 国土保全又は国民経済上特に重要とされる重要流域の保全は、流域保全保安林の根幹をなすものであるから、国の直接的な関与が必要である。
 - ② 仮に、重要流域の1～3号保安林の指定・解除権限を都道府県に移譲すると、ナショナルミニマムとして全国的な観点から適正な保安林の配置を行うという国の責務を十全に果たせないおそれがある。
 - ③ 例えば、廃棄物処分場や原子力発電所など、関係都府県の利害関係が相反する案件の場合、調整が困難になるとともに、事務手続きが煩雑となり、事務の複雑化・長期化が予想され、事務の迅速化・簡素化にかえて逆行することとなる。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

重点事項通番: 44

管理番号	206	提案区分	A 権限移譲	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	民有保安林の指定・解除等事務・権限の移譲				
提案団体	青森県				
制度の所管・関係府省	農林水産省(林野庁)				

求める措置の具体的内容

国に事務・権限がある重要流域に係る第1～3号保安林の指定・解除等について、その事務・権限を都道府県に移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

(1)現状
重要流域における第1～3号民有保安林の指定・解除等の事務・権限が国にあるため、申請から決定告示までに相当の期間(約1年程度)を要しており、迅速な行政手続きのネックとなっている。

(2)支障事例
ア 指定
・ 申請後は保安林と同等の行為制限(伐採・作業行為等)が森林所有者に課せられるにもかかわらず、決定告示まで税法上の優遇措置が受けられないため、県民への行政サービスの低下を招いている。
イ 解除
・ 予定告示まで申請地の用地活用が図れないため、県民への行政サービスの低下を招いている。

<手続きの流れ>
申請(知事)→適否審査(大臣)→予定通知(大臣)→予定告示(知事)
→決定告示(大臣)

(3)要望内容
重要流域のうち、2以上の都府県にわたらない流域における第1～3号民有保安林指定・解除等の事務・権限について、手続きに要する期間の短縮(約2～3ヶ月に短縮)を図るため、「地方分権改革推進要綱(第1次)(平成20年6月20日地方分権改革推進本部決定)」の方針の趣旨に即して、都道府県知事に移譲していただきたい。

根拠法令等

森林法第25、26条

水源の涵養、土砂の流出の防備等を目的とする保安林の受益範囲は広く流域に及び、その適正な整備は、国土を保全し、国民の経済活動の基礎をなす「ナショナルミニマム」としての意義を有する。

このうち、2以上の都道府県の区域にわたる流域その他の国土の保全又は国民経済上特に重要な流域については、水源の涵養、土砂の流出の防備等の根幹部分をなすことから、従来どおり国の直接事務とすることが適当であると考ええる。

その一方で、「地方分権改革推進要綱(第1次)(平成20年6月20日地方分権改革推進本部決定)」では、「一級河川の全区間の都道府県への移管に合わせて重要流域の指定を外すことにより、国による当該重要流域の保安林の指定・解除の権限を都道府県に移譲する」としていることから、現行の地方分権に係る整理に基づき対応可能。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

意見なし

全国知事会からの意見

重要流域における1号～3号民有保安林指定の解除権限については、手挙げ方式により法定受託事務として都道府県に移譲するべきである。なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 重要流域の1～3号保安林について、「ナショナルミニマム」を保つ必要性があるとしても、現行でも都道府県が実質的な審査を担っていることから、法定受託事務とした上で、国との同意協議を設けるなど、国の関与を担保することにより、権限移譲すべきではないか。この場合、何か具体的な支障があるのか。

仮に、都道府県ごとの判断に差異が生じるという懸念があるとするれば、解除基準を明確化することで対応できるのではないか。

○ 本庁における事務処理体制は、職員が5～6人とのことであったが、年間400～500件の大規模解除案件に対し、職員一人当たりでは年間80～100件を扱っていると考えられる。書類審査以外の現地調査など、実質的な審査を行うのは困難ではないか。

○ 保安林の指定、解除が、河川管理と関わるとしても、都道府県が河川管理者と十分な連携を取れば足りるのではないか。

また、実態として、個々の解除の判断に当たり、河川管理者との協議は行っているのか。実態として行っていないのであれば、河川の管理主体と保安林の指定、解除に係る主体を一致させる必要はないのではないか。

○ 少なくとも、「公益上の理由」による解除のうち、例えば一般的な解除理由である道路開設については、各都道府県においても審査が積み重ねられ、ノウハウが蓄積されていると考えられることから、権限移譲すべきではないか。この場合、何か具体的な支障があるのか。

○ 現行法制上、幅員4m以下の林道開設等は、知事許可である保安林内作業許可で行うことができる。保安林内作業許可と保安林の指定解除は、趣旨・性質が異なるとはいえ、立木を伐採するという点では、治山治水上の影響は同じである。したがって、流域に及ぼす影響が小さいと考えられる一定面積以下の小規模な事案や一定の種類の軽微な工事に係る解除権限については、都道府県に移譲すべきではないか。この場

合、何か具体的な支障があるのか。

○ 二級河川については、現行制度上も河川管理は都道府県で行っており、2つの都府県にまたがる二級河川の重要流域については、流域の都府県が揃って手を挙げれば重要流域の指定を外し、保安林の指定、解除権限を移譲すべきではないか。この場合、何か具体的な支障があるのか。

各府省からの第2次回答

回答区分 D 現行規定により対応可能

提案団体からは意見が付されていないところであり、第1次回答で御納得いただいたものと考えている。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

重点事項通番: 44

管理番号	333	提案区分	A 権限移譲	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	保安林の指定・解除の一部移譲				
提案団体	群馬県				
制度の所管・関係府省	農林水産省(林野庁)				

求める措置の具体的内容

既開設道路の曲線修正や法面保護工事のような比較的軽微な改良工事については、県民の利便性向上につながるため、保安林の解除に係る権限を知事に移譲すべき。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

- ①地方分権改革推進委員会第1次勧告で都道府県への移譲で取り上げられた重要流域の民有林の保安林の指定・解除の権限については、土地利用(開発・保全)の権限のほとんどが地方に移管される中、未だに国に残っている。
- ②保安林区域内においては、幅員4m以下の林道等については、工事等を行う場合、「作業許可」として知事が処理できる。一方、幅員4mを超える道路については、曲線改良や法面保護等の小規模な工事であっても、重要流域であることをもって国(林野庁)による保安林解除が必要となっている。こうした工事は、現に作業許可で実施している内容(規模)と大差なく、県で処理することにより、工期の短縮等が図られ、県民の利便性向上につながる。
- ③下流域への影響を考えた場合、幅員や道路の属性による差異は関係なく、(解除する総)面積の方がより重要な要素である。
- ④農林水産省は、第43回地方分権改革推進委員会において、国民の生命・財産の保全及び地球温暖化対策における国の責任の観点から直接執行が必要とする資料を提出しているが、公益上の理由のうち既開設道路の改良工事に係るものなどに限定した場合には、そうした懸念は当たらない。
- ⑤本県では、世界遺産に登録された資産に向かう道路が地滑りのため通行できなくなっており、本格的な復旧工事を行うためには保安林解除が必要であるが、手続に時間がかかれば、資産へのアクセスが支障を来すことになる。

根拠法令等

森林法第25条、第26条

既開設道路の改良工事であっても、隣接する保安林を恒久的に道路の一部とする場合には、その面積にかかわらず保安林の指定を解除する必要がある。なお、車道幅員が4m以下の林道等は、保安林の施業・管理に必要(最小限)な施設として、保安林の一部として取り扱うとともに、作業許可の対象としているものである。

保安林指定・解除の権限は、水源涵養、土砂の流出の防備等を目的とする保安林については、その受益は広域的であり、かつ、国土の保全や国民経済活動の基礎をなす「ナショナルミニマム」の維持に資するものであることから、国の権限に属することとし、当該保安林のうち根幹的部分をなす重要流域については、農林水産大臣が直接事務を行うこととなっている。

このように、保安林指定・解除の権限は、保安林の指定目的及び流域の重要性により、当該保安林の指定・解除権者が一致するよう区分している。ご提案のように保安林解除面積の大小により権限の区分を行うことは、保安林制度における権限の区分の考え方になじまないため、困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

- ①車道幅員が4m以下の林道等は、保安林の施業・管理に必要(最小限)な施設として、保安林の一部として取り扱うとともに、作業許可の対象としているが、実際には、提案募集検討専門部会の兵庫県提出資料にもあるとおり、要解除面積でいうと5haを超えるような大規模なものも含まれている。
- ②農林水産大臣が直接事務を行うことの全てを否定するものではないが、軽微な事案については、形式的な審査が中心であるにも関わらず、事案が重なると遅延する傾向があることや掲載のタイミングにより官報告示に時間を要するなどデメリットも大きいことから、移譲を求めているものである。
- ③斜面崩壊・落石対策・雪崩対策・災害復旧などの早期着工による危険の除去など住民が受けるメリットを勘案すれば、権限の移譲を積極的に進めるべきである。
- ④権限の区分の考え方になじまないことを理由としているが、事後報告等立法上工夫できる余地は十分あるものとする。

全国知事会からの意見

林野庁以外が所管する国有保安林及び重要流域における1号～3号民有保安林の指定の解除権限については、手挙げ方式により都道府県に知事に移譲するべきである。(重要流域の1号～3号保安林は法定受託事務として都道府県知事に移譲)

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

- 重要流域の1～3号保安林について、「ナショナルミニマム」を保つ必要があるとしても、現行でも都道府県が実質的な審査を担っていることから、法定受託事務とした上で、国との同意協議を設けるなど、国の関与を担保することにより、権限移譲すべきではないか。この場合、何か具体的な支障があるのか。
仮に、都道府県ごとの判断に差異が生じるという懸念があるとなれば、解除基準を明確化することで対応できるのではないか。
- 本庁における事務処理体制は、職員が5～6人とのことであったが、年間400～500件の大規模解除案件に対し、職員一人当たりでは年間80～100件を扱っていると考えられる。書類審査以外の現地調査など、実質的な審査を行うのは困難ではないか。
- 保安林の指定、解除が、河川管理と関わるとしても、都道府県が河川管理者と十分な連携を取れば足りるのではないか。
また、実態として、個々の解除の判断に当たり、河川管理者との協議は行っているのか。実態として行っていないのであれば、河川の管理主体と保安林の指定、解除に係る主体を一致させる必要はないのではないか。

○ 少なくとも、「公益上の理由」による解除のうち、例えば一般的な解除理由である道路開設については、各都道府県においても審査が積み重ねられ、ノウハウが蓄積されていると考えられることから、権限移譲すべきではないか。この場合、何か具体的な支障があるのか。

○ 現行法制上、幅員4m以下の林道開設等は、知事許可である保安林内作業許可で行うことができる。保安林内作業許可と保安林の指定解除は、趣旨・性質が異なるとはいえ、立木を伐採するという点では、治山治水上の影響は同じである。したがって、流域に及ぼす影響が小さいと考えられる一定面積以下の小規模な事案や一定の種類 of 軽微な工事に係る解除権限については、都道府県に移譲すべきではないか。この場合、何か具体的な支障があるのか。

○ 二級河川については、現行制度上も河川管理は都道府県で行っており、2つの都府県にまたがる二級河川の重要流域については、流域の都府県が揃って手を挙げれば重要流域の指定を外し、保安林の指定、解除権限を移譲すべきではないか。この場合、何か具体的な支障があるのか。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

○ 1～3号保安林は水源の涵養や土砂の流出・崩壊防備を目的とし、その受益の対象が広範囲に及ぶことから、その指定・解除には「ナショナルミニマム」として国が責任を負うことになる。この点を考慮せず、事務の簡素化の観点のみから、指定・解除権限の移譲について議論することは適当ではない。

○ 車道幅員4m以下の林道等については、保安林の管理上必要な施設であり、他の道路と同一の扱いを行わないという合理的な理由を有していると考ええる。

○ ご意見の中で「事案が重なると国の審査が遅延する傾向になる」と述べられているが、貴県の場合、過去3年間で全ての案件が20日以下で国の審査を了している。

○ 都道府県知事の判断により、保安林の解除手続を待たずに災害復旧工事を行うことや、解除予定告示後40日経過すれば、一定の手続をとることにより工事着手が可能であることから、貴県側でもこれら制度の効果的な運用についてご検討いただきたい。

(別紙あり。全国知事会からの意見、専門部会からの指摘に対する回答を記載。)

(333) 大臣権限保安林の知事への移譲

【提案団体に対する回答】

- 1～3号保安林は水源の涵養や土砂の流出・崩壊防備を目的とし、その受益の対象が広範囲に及ぶことから、その指定・解除には「ナショナルミニマム」として国が責任を負うことになる。この点を考慮せず、事務の簡素化の観点のみから、指定・解除権限の移譲について議論することは適当ではない。
- 車道幅員4m以下の林道等については、保安林の管理上必要な施設であり、他の道路と同一の扱いを行わないという合理的な理由を有していると考える。
- ご意見の中で「事案が重なると国の審査が遅延する傾向になる」と述べられているが、貴県の場合、過去3年間で全ての案件が20日以下で国の審査を了している。
- 都道府県知事の判断により、保安林の解除手続を待たずに災害復旧工事を行うことや、解除予定告示後40日経過すれば、一定の手続をとることにより工事着手が可能であることから、貴県側でもこれら制度の効果的な運用についてご検討いただきたい。

【全国知事会からの意見、専門部会からの指摘に対する回答】

- 重要流域に所在する1～3号保安林の指定・解除は、以下の理由から、引き続き国の直接執行事務とすべきである。
 - ① 重要流域に所在する1～3号保安林の適正な配備は、国土を保全し国民の経済活動の基礎をなす「ナショナルミニマム」としての意義を有している。とりわけ、国土保全上又は国民経済上特に重要な「重要流域」の保全は、1～3号保安林の機能の根幹的部分をなすものであるから、国の直接的な関与が必要である。
 - ② 統一的・全国的な視野に立って適正な保安林の配備を行うことは国の責務である。このため、農林水産大臣がたてる全国森林計画において、保安林として管理すべき面積を計画しているところである。仮に、重要流域の1～3号保安林の指定・解除権限を都道府県に移譲した場合、ナショナルミニマムとして全国的な観点から保安林の適正な配備を行うことができず、国の責務を十全に果たせないおそれがある。
- 転用に係る保安林の解除については、解除基準を定めて、審査の中立性・透明性を確保している。一方で、各々の保安林は、自然的条件や周辺の社会的条件によっても果たす機能や役割、これを解除した場合の影響等が大きく異なるため、全国218の「流域」を災害等が発生した場合に周辺に与える影響の大きさに応じて「重要流域」とそれ以外に区分するなどして、解除権限を国と都道府県に分担し、それ

それぞれの裁量判断に委ねている面がある。このため、統一的・全国的な視点に立って解除基準の詳細化を図ることは現実的にみて困難である。

- 審査に必要な現地調査は、その一部を林野庁から都道府県に委託して実施し、大規模な解除案件等については、必要に応じて林野庁担当者が現地調査を行っており、これまで大きな問題が生じたことはない。
- 明治29年から30年に河川法、森林法、砂防法のいわゆる治水三法が制定されて以来、国土保全施策は、三位一体となって実施され、流域の保全を図っているものである。また、保安林の「重要流域」と河川の「一級水系」は共に国土保全上又は国民経済上特に重要な区域であることから、重要流域の1～3号保安林と一級河川に係る権限は共に国が有している。このため、重要流域の1～3号保安林の指定・解除の権限移譲は、一級河川の都道府県への移管に合わせて行うこととしている。

したがって、「都道府県と河川管理者が十分に連携を図れば、保安林の指定・解除権限を移譲できるのではないか」とのご指摘は、的を射ていないと考える。

- 開発区域に降った雨水は必ず河川に流れ込むので、転用に係る保安林解除に際し、河川管理者と協議することとしている。

なお、河川管理者との協議の結果、開発に伴い増加する流出量（ピーク流量）を安全に流下させることができないと判断された場合には、事業者は、洪水調整池を設置し、開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下まで調整することが必要となる。

- 道路開設に限って都道府県に権限移譲するというご提案は、以下の理由から受け入れることはできない。
 - ① 保安林の指定・解除権限は、農林水産大臣又は都道府県知事の裁量判断に委ねられている一般処分であって、本来、その権限は同一者に属させるべきであり、解除権限のみを都道府県知事に移譲することは、責任の所在が曖昧になり、採用すべきでない。
 - ② 保安林の指定・解除は、保安林が周辺にもたらす影響の大きさに応じて「重要流域」とそれ以外に区分するなどして、権限を国と都道府県で分担している。したがって、道路開設という事業目的に着目して、解除権限のみを都道府県に移譲することは、保安林制度の趣旨・理念に合致しない。
 - ③ 例えば、ダム建設等の公共工事の場合、事業者が本体工事等のほかに道路の付け替え工事等を実施するための解除申請者になるケースがある。仮に、ご提案の方法を採用した場合、事業者は、道路とそれ以外を分けて、それぞれ都道府県と国に申請し、審査を受けることになるため、事業者の事務が煩雑になるとともに、

審査を行う都道府県と国の間で各種調整が必要となり、かえって事務の迅速化・簡素化に逆行する。

- ④ また、高速道路が建設される場合、道路自体がトンネルや橋梁の工事を含む大規模な工事になるほか、パーキングエリア等道路以外の施設工事もあるため、事前相談や審査時の補正が多く見られる。したがって、道路建設全般について、いずれの都道府県でも審査に係るノウハウが蓄積されているとは言えない。
 - ⑤ トンネル工事や橋梁工事は鉄道建設でも行われる工事であるなど、実態上、道路建設とそれ以外の開発とを区分することは困難であり、公平性の観点から、採用できない。
- 一定面積以下の保安林解除権限を都道府県へ移譲することは、以下の理由から困難である。
- ① 保安林の指定・解除は、農林水産大臣又は都道府県知事の裁量判断に委ねられている一般処分であって、本来、その権限は同一者に属させるべきであり、解除権限のみを都道府県に移譲することは、責任の所在が曖昧になり、採用すべきでない。
 - ② 保安林の指定・解除は、保安林が周辺にもたらす影響の大きさに応じて「重要流域」とそれ以外に区分するなどして、権限を国と都道府県に分担している。したがって、解除面積の大きさや工事の内容の違いによって解除権限のみを区分しようとすることは、保安林制度の趣旨・理念に合致しない。
 - ③ 保安林の水源涵養や土砂流出防備等の機能は、面的な配置により、集水区域内の他の周辺地と一体となって機能を発揮する。このため、保安林解除を必要とする複数の工事がほぼ同時期に同一集水区域内で行われる場合、一体性がある開発行為として取り扱われる。この点、仮に、一定面積以下の解除案件について都道府県に権限移譲するとした場合、工事の途中などで同一集水区域内の解除面積がその面積規模を超えると、当該案件は国の審査・処分に移ることになり、また、その逆の場合もあり得ることになる。したがって、ご提案の方法では、申請者にとって手続きが煩雑になるなど、事務の迅速化・簡素化にかえって逆行することになる。
- 二都府県にまたがる二級河川の重要流域の保安林の指定・解除権限を都道府県に移譲することは、以下の理由から困難である。
- ① 国土保全又は国民経済上特に重要とされる重要流域の保全は、流域保全保安林の根幹をなすものであるから、国の直接的な関与が必要である。

- ② 仮に、重要流域の 1～3号保安林の指定・解除権限を都道府県に移譲すると、ナショナルミニマムとして全国的な観点から、適正な保安林の配置を行うという国の責務を十全に果たせないおそれがある。
- ③ 例えば、廃棄物処分場や原子力発電所など、関係都府県の利害関係が相反する案件の場合、調整が困難になるとともに、事務手続が煩雑となり、事務の複雑化・長期化が予想され、事務の迅速化・簡素化にかえって逆行することとなる。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

重点事項通番: 44

管理番号	809	提案区分	A 権限移譲	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	大臣権限に係る保安林指定及び解除の権限の都道府県知事への移譲				
提案団体	兵庫県、大阪府、徳島県				
制度の所管・関係府省	農林水産省(林野庁)				

求める措置の具体的内容

大臣権限の保安林(重要流域内における法第25条第1項第1号から第3号まで)の指定及び解除について、当該権限を都道府県知事に移譲すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現行】

重要流域において水源のかん養や、土砂の流出・崩壊の防備のため必要がある場合において、農林水産大臣は保安林として指定・解除を行うことができる。

【制度改正の必要性】

実際には、これまでも大臣権限の保安林の指定及び指定解除について、都道府県知事が国の委託を受けており、指定、解除に必要な専門的知識を有している。

大臣権限と知事権限で指定及び解除の基準に差異はない。

【支障事例】

指定、解除申請の標準処理期間について、解除申請の場合、本申請前の事前相談で了承を得るのに2ヶ月、大臣(林野庁)が申請書を受理してから予定通知の施行まで3ヶ月とされているが、国に進達して以降、都道府県知事に予定通知があるまで相当な期間(指定の場合、進達から予定通知があるまでに1年6カ月の事例も)を要しており、申請者からの問い合わせに対応するケースも見受けられる。

【改正による効果】

このため、申請者をはじめ関係者から迅速な対応が求められることもあり、権限移譲により、相当な事務の迅速化が図られる。

地方分権により、森林保全の観点から世界的に疑問や懸念の声があるとは考えられず、国土保全の根幹を揺るがすことなく都道府県知事が重要流域も含め一括して地域の実情に応じた事務を遂行することにより、柔軟かつ迅速な事務手続きが可能となる。

根拠法令等

森林法第25条、第26条

水源の涵養、土砂の流出の防備等を目的とする保安林の受益範囲は広く流域に及び、その適正な整備は、国土を保全し、国民の経済活動の基礎をなす「ナショナルミニマム」としての意義を有する。

このうち、2以上の都道府県の区域にわたる流域その他の国土の保全又は国民経済上特に重要な流域については、水源の涵養、土砂の流出の防備等の根幹部分をなすことから、従来どおり国の直接事務とすることが適当であると考ええる。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

- ・これまでも保安林の制限管理は都道府県知事が行ってきた。
- ・実質上、大臣権限であっても国からの委託により都道府県知事が事務を執行している。
- ・これまで保安林の解除を原因とした国土保全上の支障が発生したこともなく、2以上の都道府県の区域にわたる流域での解除であっても、該当都道府県との間で調整することで対応可能である。

全国知事会からの意見

重要流域における1号～3号民有保安林指定の解除権限については、手挙げ方式により法定受託事務として都道府県に移譲するべきである。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 重要流域の1～3号保安林について、「ナショナルミニマム」を保つ必要があるとしても、現行でも都道府県が実質的な審査を担っていることから、法定受託事務とした上で、国との同意協議を設けるなど、国の関与を担保することにより、権限移譲すべきではないか。この場合、何か具体的な支障があるのか。
仮に、都道府県ごとの判断に差異が生じるという懸念があるとすれば、解除基準を明確化することで対応できるのではないか。

○ 本庁における事務処理体制は、職員が5～6人とのことであったが、年間400～500件の大規模解除案件に対し、職員一人当たりでは年間80～100件を扱っていると考えられる。書類審査以外の現地調査など、実質的な審査を行うのは困難ではないか。

○ 保安林の指定、解除が、河川管理と関わるとしても、都道府県が河川管理者と十分な連携を取れば足りるのではないか。
また、実態として、個々の解除の判断に当たり、河川管理者との協議は行っているのか。実態として行っていないのであれば、河川の管理主体と保安林の指定、解除に係る主体を一致させる必要はないのではないか。

○ 少なくとも、「公益上の理由」による解除のうち、例えば一般的な解除理由である道路開設については、各都道府県においても審査が積み重ねられ、ノウハウが蓄積されていると考えられることから、権限移譲すべきではないか。この場合、何か具体的な支障があるのか。

○ 現行法制上、幅員4m以下の林道開設等は、知事許可である保安林内作業許可で行うことができる。保安林内作業許可と保安林の指定解除は、趣旨・性質が異なるとはいえ、立木を伐採するという点では、治山治水上の影響は同じである。したがって、流域に及ぼす影響が小さいと考えられる一定面積以下の小規模な事案や一定の種類の軽微な工事に係る解除権限については、都道府県に移譲すべきではないか。この場合、何か具体的な支障があるのか。

○ 二級河川については、現行制度上も河川管理は都道府県で行っており、2つの都道府県にまたがる二級河川の重要流域については、流域の都道府県が揃って手を挙げれば重要流域の指定を外し、保安林の指定、

解除権限を移譲すべきではないか。この場合、何か具体的な支障があるのか。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

○ 1～3号保安林は水源の涵養や土砂の流出・崩壊防備を目的とし、その受益の対象が広範囲に及ぶことから、その指定・解除には「ナショナルミニマム」として国が責任を負うことになる。この点を考慮せず、事務の簡素化の観点のみから、指定・解除権限の移譲について議論することは適当ではない。

○ 大臣権限保安林の国での解除審査では、9割を超える案件で補正が生じており、国の審査は形式的なものとはなっていない。都道府県に権限移譲を行った場合、審査内容が不十分なまま解除される等の事案の発生が懸念される。

○ 二都府県にまたがる二級河川の重要流域の保安林の指定・解除権限を都道府県に移譲することは、以下の理由から困難である。

① 国土保全又は国民経済上特に重要とされる重要流域の保全は、流域保全保安林の根幹をなすものであるから、国の直接的な関与が必要である。

② 仮に、重要流域の1～3号保安林の指定・解除権限を都道府県に移譲すると、ナショナルミニマムとして全国的な観点から、適正は保安林の配置を行うという国の責務を十全に果たせないおそれがある。

③ 例えば、廃棄物処分場や原子力発電所など、関係都府県の利害関係が相反する案件の場合、調整が困難になるとともに、事務手続が煩雑となり、事務の複雑化・長期化が予想され、事務の迅速化・簡素化にかえって逆行することとなる

(別紙あり。全国知事会からの意見、専門部会からの指摘に対する回答を記載。)

(809)

【提案団体に対する回答】

- 1～3号保安林は水源の涵養や土砂の流出・崩壊防備を目的とし、その受益の対象が広範囲に及ぶことから、その指定・解除には「ナショナルミニマム」として国が責任を負うことになる。この点を考慮せず、事務の簡素化の観点のみから、指定・解除権限の移譲について議論することは適当ではない。〔基本③〕
- 大臣権限保安林の国での解除審査では、9割を超える案件で補正が生じており、国の審査は形式的なものとはなっていない。都道府県に権限移譲を行った場合、審査内容が不十分なまま解除される等の事案の発生が懸念される。
- 二都府県にまたがる二級河川の重要流域の保安林の指定・解除権限を都道府県に移譲することは、以下の理由から困難である。
 - ① 国土保全又は国民経済上特に重要とされる重要流域の保全は、流域保全保安林の根幹をなすものであるから、国の直接的な関与が必要である。
 - ② 仮に、重要流域の1～3号保安林の指定・解除権限を都道府県に移譲すると、ナショナルミニマムとして全国的な観点から、適正は保安林の配置を行うという国の責務を十全に果たせないおそれがある。
 - ③ 例えば、廃棄物処分場や原子力発電所など、関係都府県の利害関係が相反する案件の場合、調整が困難になるとともに、事務手続が煩雑となり、事務の複雑化・長期化が予想され、事務の迅速化・簡素化にかえって逆行することとなる。

【全国知事会からの意見、専門部会からの指摘に対する回答（提案団体からの意見に対する回答と重複するものを除く）】

- 重要流域に所在する1～3号保安林の指定・解除は、以下の理由から、引き続き国の直接執行事務とすべきである。
 - ① 重要流域に所在する1～3号保安林の適正な配備は、国土を保全し国民の経済活動の基礎をなす「ナショナルミニマム」としての意義を有している。とりわけ、国土保全上又は国民経済上特に重要な「重要流域」の保全は、1～3号保安林の機能の根幹的部分をなすものであるから、国の直接的な関与が必要である。
 - ② 統一的・全国的な視野に立って適正な保安林の配備を行うことは国の責務である。このため、農林水産大臣がたてる全国森林計画において、保安林として管理すべき面積を計画しているところである。仮に、重要流域の1～3号保安林の指定・解除権限を都道府県に移譲した場合、ナショナルミニマムとして全国的な観点から保安林の適正な配備を行うことができず、国の責務を十全に果たせないおそれがある。

- 転用に係る保安林の解除については、解除基準を定めて、審査の中立性・透明性を確保している。一方で、各々の保安林は、自然的条件や周辺の社会的条件によっても果たす機能や役割、これを解除した場合の影響等が大きく異なるため、全国218の「流域」を災害等が発生した場合に周辺に与える影響の大きさに応じて「重要流域」とそれ以外に区分するなどして、解除権限を国と都道府県に分担し、それぞれの裁量判断に委ねている面がある。このため、統一的・全国的な視点に立って解除基準の詳細化を図ることは現実的にみて困難である。
- 審査に必要な現地調査は、その一部を林野庁から都道府県に委託して実施し、大規模な解除案件等については、必要に応じて林野庁担当者が現地調査を行っており、これまで大きな問題が生じたことはない。
- 明治29年から30年に河川法、森林法、砂防法のいわゆる治水三法が制定されて以来、国土保全施策は、三位一体となって実施され、流域の保全を図っているものである。また、保安林の「重要流域」と河川の「一級水系」は共に国土保全上又は国民経済上特に重要な区域であることから、重要流域の1～3号保安林と一級河川に係る権限は共に国が有している。このため、重要流域の1～3号保安林の指定・解除の権限移譲は、一級河川の都道府県への移管に合わせて行うこととしている。

したがって、「都道府県と河川管理者が十分に連携を図れば、保安林の指定・解除権限を移譲できるのではないか」とのご指摘は、的を射ていないと考える。

- 開発区域に降った雨水は必ず河川に流れ込むので、転用に係る保安林解除に際し、河川管理者と協議することとしている。

なお、河川管理者との協議の結果、開発に伴い増加する流出量（ピーク流量）を安全に流下させることができないと判断された場合には、事業者は、洪水調整池を設置し、開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下まで調整することが必要となる。

- 道路開設に限って都道府県に権限移譲するというご提案は、以下の理由から受け入れることはできない。
 - ① 保安林の指定・解除権限は、農林水産大臣又は都道府県知事の裁量判断に委ねられている一般処分であって、本来、その権限は同一者に属させるべきであり、解除権限のみを都道府県知事に移譲することは、責任の所在が曖昧になり、採用すべきでない。
 - ② 保安林の指定・解除は、保安林が周辺にもたらす影響の大きさに応じて「重要流域」とそれ以外に区分するなどして、権限を国と都道府県で分担している。し

たがって、道路開設という事業目的に着目して、解除権限のみを都道府県に移譲することは、保安林制度の趣旨・理念に合致しない。

- ③ 例えば、ダム建設等の公共工事の場合、事業者が本体工事等のほかに道路の付け替え工事等を実施するための解除申請者になるケースがある。仮に、ご提案の方法を採用した場合、事業者は、道路とそれ以外を分けて、それぞれ都道府県と国に申請し、審査を受けることになるため、事業者の事務が煩雑になるとともに、審査を行う都道府県と国の間で各種調整が必要となり、かえって事務の迅速化・簡素化に逆行する。
 - ④ また、高速道路が建設される場合、道路自体がトンネルや橋梁の工事を含む大規模な工事になるほか、パーキングエリア等道路以外の施設工事もあるため、事前相談や審査時の補正が多く見られる。したがって、道路建設全般について、いずれの都道府県でも審査に係るノウハウが蓄積されているとは言えない。
 - ⑤ トンネル工事や橋梁工事は鉄道建設でも行われる工事であるなど、実態上、道路建設とそれ以外の開発とを区分することは困難であり、公平性の観点から、採用できない。
- 一定面積以下の保安林解除権限を都道府県へ移譲することは、以下の理由から困難である。
- ① 保安林の指定・解除は、農林水産大臣又は都道府県知事の裁量判断に委ねられている一般処分であって、本来、その権限は同一者に属させるべきであり、解除権限のみを都道府県に移譲することは、責任の所在が曖昧になり、採用すべきでない。
 - ② 保安林の指定・解除は、保安林が周辺にもたらす影響の大きさに応じて「重要流域」とそれ以外に区分するなどして、権限を国と都道府県に分担している。したがって、解除面積の大きさや工事の内容の違いによって解除権限のみを区分しようとすることは、保安林制度の趣旨・理念に合致しない。
 - ③ 保安林の水源涵養や土砂流出防備等の機能は、面的な配置により、集水区域内の他の周辺地と一体となって機能を発揮する。このため、保安林解除を必要とする複数の工事がほぼ同時期に同一集水区域内で行われる場合、一体性がある開発行為として取り扱われる。この点、仮に、一定面積以下の解除案件について都道府県に権限移譲とした場合、工事の途中などで同一集水区域内の解除面積がその面積規模を超えると、当該案件は国の審査・処分に移ることになり、また、その逆の場合もあり得ることになる。したがって、ご提案の方法では、申請者にとって手続が煩雑になるなど、事務の迅速化・簡素化にかえって逆行することになる。